

平成23年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期6月9日（木）～6月24日（金）

（会期16日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
6 月 9 日	木	本会議（開会）	・ 理事者提案説明
6 月 1 0 日	金	本 会 議	・ 一般質問 ・ 質疑 ・ 委員会付託
6 月 1 1 日	土	休 会	
6 月 1 2 日	日	休 会	
6 月 1 3 日	月	常任委員会	
6 月 1 4 日	火	常任委員会	
6 月 1 5 日	水	常任委員会	
6 月 1 6 日	木	常任委員会	
6 月 1 7 日	金	常任委員会	
6 月 1 8 日	土	休 会	
6 月 1 9 日	日	休 会	
6 月 2 0 日	月	休 会	
6 月 2 1 日	火	休 会	
6 月 2 2 日	水	休 会	
6 月 2 3 日	木	休 会	
6 月 2 4 日	金	本会議（閉会）	・ 委員長報告 ・ 質疑・討論・採決

平成23年第2回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成23年6月9日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 会 平成23年6月9日
 午前10時00分
 1. 散 会 平成23年6月9日
 午前11時32分

1. 出 席 議 員

- 1 番 欠 員
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 昭 義
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 二 宮 元
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

- 8 番 宇都宮 明 宏

1. 会議録署名議員

- 7 番 松 山 清
 9 番 松 島 義 幸

1. 地方自治法第121条により
 説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 河 野 敏 雅
 総務企画部長 宇都宮 又 重

- 産 業 建 設 部 長 藤 中 彰
 生 活 福 祉 部 長 上 甲 憲 章
 教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明 浜 支 所 長 平 田 興 輝
 野 村 支 所 長 河 野 数 義
 城 川 支 所 長 福 原 純 一
 三 瓶 支 所 長 三 好 幸 二
 消 防 本 部 消 防 長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 井 上 謙 二
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企 画 調 整 課 長 宇都宮 松 夫
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

(7 番 松山 清、9 番 松島義幸)

2 会期の決定

(6月9日～6月24日 16日間)

3 選任第 3 号 西予市新市立病院建設特別委員会委員の選任

4 議会報告第1号 西予市新市立病院建設特別委員会の視察研修報告について

議会報告第2号 西予市議会改革特別委員会の視察研修報告について

5 議案第 60号 市道石城地区209号線用地の取得について

議案第 61号 西予市公共下水道野村浄化センター第3系の建設工事委託に関する基本協定の締結について

議案第 62号 西予市公共下水道宇和浄化センター第2系の建設工事委託に関する基本協定の締結について

6	議案第 6 3 号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
	議案第 6 4 号	平成 2 3 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）
	議案第 6 5 号	平成 2 3 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 6 6 号	平成 2 3 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 6 7 号	平成 2 3 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 6 8 号	平成 2 3 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 6 9 号	平成 2 3 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 7 0 号	平成 2 3 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
	議案第 7 1 号	平成 2 3 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）
7	報告第 1 号	平成 2 2 年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
	報告第 2 号	平成 2 2 年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
	報告第 3 号	平成 2 2 年度西予市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
	報告第 4 号	平成 2 2 年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について
	報告第 5 号	平成 2 2 年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	選任第 3 号 西予市新市立病院建設特別委員会委員の選任
4	議会報告第 1 号 西予市新市立病院建設特別委員会の視察研修報告について
	議会報告第 2 号 西予市議会改革特別委員会の視察研修報告について
5	議案第 6 0 号 市道石城地区 2 0 9 号線用地の取得について
	議案第 6 1 号 西予市公共下水道野村浄化センター第 3 系の建設工事委託に関する基本協定の締結について
	議案第 6 2 号 西予市公共下水道宇和浄化センター第 2 系の建設工事委託に関する基本協定の締結について
6	議案第 6 3 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
	議案第 6 4 号 平成 2 3 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）
	議案第 6 5 号 平成 2 3 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 6 6 号 平成 2 3 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 6 7 号 平成 2 3 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 6 8 号 平成 2 3 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 6 9 号 平成 2 3 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 7 0 号 平成 2 3 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 1 号）

- 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度西予市病院
事業会計補正予算（第 1
号）
- 7 報告第 1 号 平成 2 2 年度西予市一般
会計繰越明許費繰越計算
書の報告について
- 報告第 2 号 平成 2 2 年度西予市公共
下水道事業特別会計繰越
明許費繰越計算書の報告
について
- 報告第 3 号 平成 2 2 年度西予市簡易
水道事業特別会計繰越明
許費繰越計算書の報告に
ついて
- 報告第 4 号 平成 2 2 年度西予市上水
道事業会計予算繰越計算
書の報告について
- 報告第 5 号 平成 2 2 年度西予市一般
会計事故繰越し繰越計算
書の報告について

開会 午前 1 0 時 0 0 分

○議長 おはようございます。

真新しい庁舎で西予市市民の皆様とともに新たな歴史を築くことができます。この喜びの中で 6 月の定例会を開催いたしたいと思います。

ただいまの出席議員は 2 2 名であり、これより平成 2 3 年第 2 回西予市議会定例会を開催いたします。

三好市長より今定例会招集のあいさつがあります。

市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

それでは、平成 2 3 年第 2 回西予市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本定例会より一足早く、四国地方は先月 2 6 日に早々と梅雨に入ったとの気象庁の発表がありました。これは、例年より 1 0 日、昨年よりも 1 8 日も早い梅雨入りであったようで、台風 2 号による降雨も手伝い、渇水が心配されていた中予や宇摩地方の水がめも満たし、当面の水不足が解消したようでございます。

また、高松地方気象台が発表しました 6 月から

8 月の四国地方の 3 カ月予報でございますけれども、気温は平年並みかやや高目、降水量は平年並みとのことです。予報が的中すれば昨年のように異常気象にはならないのではないかと、まずは一安心しているところでございます。

さて、東北・関東地方に甚大な被害をもたらしました東日本大震災は、国難とも言うべき戦後最悪の大災害となっており、テレビ等から伝えられる被災地の映像からは、未曾有の災害に耐え、ひたむきに生きようとする被災者、そしてそれを支えようとする支援者の姿に、感動と共鳴を覚えた方も多いのではないかと思います。

実は、昨日私は全国市長会のほうに行っておりまして、そのときに会津若松の市長から、こういう皆さんにお話がありました。といいますのは、風評被害に困っておる。ぜひ、皆さん方もそういう風評被害を払拭していただいて、私どものほうにも観光に来てくれと、全然観光がばたつととまってしまった。こういうことが言われました。経済活動にも非常に影響しておるといような状況だと思っておりますので、議員各位もこの辺のことのご理解をいただいて、ご支援もまたお願いをしたい、このように思います。

私たちは、同じ過疎地域にある自治体として、できる限りの支援を行い、復旧復興に協力していきたいと考え、市民の方々から提供いただいた支援物資や、社会福祉協議会を通じて現金 2, 5 4 0 万 7, 6 9 0 円を届けたほか、消防団員、医師、看護師等の特定職員のほか、一般職員を含め 1 2 名の職員を現在まで派遣しております。今後についてもできる限り被災自治体からの派遣要請に応じて、ボランティア派遣も含めた人的支援を引き続いて行っていく予定にあります。

今回の大震災につきましては、西予市においても他人事ではなく、伊方原発の 2 0 キロ圏内に三瓶町、宇和町の一部、3 0 キロ圏内には宇和町、明浜町のほとんど、また野村町の一部が入る状況であることを考えますと、3 0 年以内に 6 0 % の確率で発生すると言われていた東南海・南海地震に対する備えとして、今回の事案を教訓として、被災後の初期対応から復興計画など、さまざまな事態を想定した防災対策を検討する必要があると考えております。

さて、さきの第 2 回臨時会においては、議長、副議長の改選及び各常任委員会委員、議会運営委

員会委員の選任交代がございました。口蹄疫で始まり、鳥インフルエンザ騒動、そして東日本大震災と続く大変な前任期間でございましたけど、岡山前議長、森川前副議長を初め、各議員の皆様におかれましては、市政の力強い推進に一方ならぬご支援、ご協力をいただきました。衷心より感謝し、お礼を申し上げたいと思います。

本年度は、合併8年度に突入いたしますが、私を含め議員の皆さんも実質的に任期最後の年度でございます。どうか新しい議長に就任されました山本議長を初め、浅野副議長並びに議員の皆様にとりまして、23年度が今任期の議員活動の総仕上げとなるすばらしい1年になりますとともに、円滑な市政運営につきまして特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会におきましては、事前に通告のございました6人の皆さんの一般質問をお答えするとともに、財産の取得1件、議決を要する協定2件、辺地計画の変更1件、補正予算8件、報告が5件、計17件の議案を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際にご説明申し上げますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご了承、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 本日6月9日に開催されました西予市議会改革特別委員会において、私は委員長辞任の旨を申し出、これの許可を得ました。なお、その際当該特別委員会の委員長についての互選を改めて行い、新委員長には10番元親孝志君が互選されましたので、ご報告いたします。

次に、前定例会以降における諸般の報告はお手元に配付のとおりであります。お目通しをお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に7番松山清君、9番松島義幸君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題いたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から6月24日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から6月24日までの16日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、選任第3号「西予市新市立病院建設特別委員会委員の選任」を行います。

お諮りいたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、16番岡山清秋君を当該特別委員会の委員に指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました16番岡山清秋君を西予市新市立病院建設特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議会報告第1号「西予市新市立病院建設特別委員会の視察研修報告について」及び議会報告第2号「西予市議会改革特別委員会の視察研修報告について」の2件を議題いたします。

第1回定例会の議決に基づき実施いたしました各特別委員会の視察研修結果について、各特別委員長の報告を求めます。

まず、西予市新市立病院建設特別委員会委員長坂本隆重君。

○坂本隆重西予市新市立病院建設特別委員長 西予市新市立病院建設特別委員会行政視察報告書。

西予市新市立病院は、2011年1月策定された基本計画により、24時間365日の2次救急病院体制整備や、南予の僻地医療支援拠点、南予の中核的医療拠点として、終末期医療の充実、保健予防、災害に強い病院、すなわち地域住民の安心を根底から支え、絶対的な信頼を得ることを基本方針としております。

特別委員会としては、簡易公募型プロポーザル方式で新市立病院の建築設計監理委託業者に株式会社山下設計関西支社が特定されたことを機に、株式会社山下設計関西支社の設計実績を持つ神戸赤十字病院を株式会社山下設計関西支社の設計責任者の同行を求めた上で視察先に選定し、また近隣では、病床数の１５０床を基準とした２２年５月開院の最新の設備と医療を誇る香川県立白鳥病院を視察に参りました。

２日間の内容について、ご報告をいたします。

まず、香川県立白鳥病院は、香川県大川地域の中核病院として医学、医療の高度医療と救急医療を推進し、県民の健康の向上に努めていて、建物は３階建ての耐震構造で、病床数は１５０床、診療科目は１２科目、内科・呼吸器科、消化器内科、循環器内科、外科・心臓血管外科、整形外科、小児科、眼科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科と充実しており、学ぶべき面が非常にありました。特に、職員は医師がこの科をこなすために１５名でやっておりました。医局系としたしましては、徳島大学そして香川大学が中心になっておりました。したがって、徳島大学に近いので医師不足は感じていないという言葉でございました。平日時間内の外科診療や入院治療が受けれることもあり、夜間や休日などの時間外においても、できる限り患者の診療に当たっていました。特に、循環器疾患や消化器疾患については、２４時間体制での救急医療は完璧な医療体制をしていると思いました。

また次に、神戸赤十字病院は、免震構造で７階建てで、病床数は３１０床、診療科目は２３科目として、大規模病院であるために我々の新市立病院との比較対象にはならないのですが、震災の件もありまして、特に建物、そういった面に山下設計がかかわったということで、建物は７階建て、そしてシステムにおいても非常にすぐれており、医療機器においても高度な医療機器に対応している。災害時の対応策としては、特に感じたことは、災害があった場合に３１０床を５００床に充実しているということをよく見て帰りました。

その免震装置については、震動エネルギーを直接建物に伝えないよう免震構造を、そして建物以外の各機器、そしてその災害時の安全確保の面においても対応、非常に完璧にやっているということ、そして屋上にはソーラー発電装置を設置し、

建物の消費電力の一部を供給しているということでした。

また、災害時には、先ほども言いましたが、３１０床を５００床に臨時増床を行い、被災地からの患者を受け入れ、診療が行えるように、研修室、ホスピタルストリート等に医療ガスの配管を行ったり、あらゆる設備を整えておりました。

さらに、屋上にはヘリポートを設け、短時間で重篤な患者を受け入れる体制を整え、ドクターカーの配置も整えていました。ヘリポートの実績としては、去年が約４０回と聞いております。そのほか病院情報システム、電子カルテシステム、高度医療を担う主な医療機器の構築が十分な対応がなされていました。

ここでの研修では、特にハード・ソフト面の充実が相乗効果となってあらわれているように思いました。特に、医師確保については、容易に内容が充実しているために、医者への確保は十分であるというような発言も出たくらいです。

しかし、西予市は、新市立病院建設を軸に地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、そのほかの住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるというような地域社会の充実を図るための魅力ある病院づくりに取り組んでいかなければならないと強く感じました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

平成２３年６月９日、西予市新市立病院建設特別委員会委員長坂本隆重。

○議長 次に、西予市議会改革特別委員会委員長元親孝志君。

○元親孝志 西予市議会改革特別委員長 議会改革特別委員会視察研修報告をいたします。

西予市議会改革特別委員会では、来年４月に実施される西予市議会議員選挙の定数、報酬を含めた議会改革に取り組んでいます。定数、報酬については、立候補を検討されている方々の予定もあることから、遅くとも９月定例会までには議会としての結論が出せるよう調査研究を積極的に進めております。そのための先進地視察研修を４月１９日から３日間の日程で実施いたしました。

視察地を選定するに当たっては、早稲田大学マニフェスト研究所による議会改革度調査ランキン

グ表を参考にさせていただきました。ランキングトップに上げられたのが長野県松本市議会、2番目が福島県会津若松市議会、3番目が北海道福島町議会でした。自治体の人口、面積、財政規模等を考慮しながら視察地の検討をいたしましたが、福島第一原子力発電所の事故の影響から、会津若松市議会から研修を受け入れできなくなったと連絡があり、急遽岐阜県下呂市議会、長野県松本、伊那両市議会を選定いたしました。

また、全国的に統一地方選挙と重なっている地域が多く、議会での対応が難しいと何カ所も断られ、準備にこれほど苦労した視察はないくらいでしたが、その分有意義な研修ができたように思います。

初めに、岐阜県下呂市議会についてご報告いたします。

下呂市は、来年4月の市議会議員選挙に向けて、昨年5月より議会改革特別委員会を設置して調査を実施されていますが、ことしの3月定例議会で現定数21名から16名に削減することを決定されていました。下呂市議会には6つの会派があり、共産党を除くすべての会派が賛成したそうです。7年前の合併選挙では26名だった議員定数が、2度目の選挙では21名に削減され、さらに今回16名となりました。人口が3万6,900人ということで、西予市より人口は少ないとはいえ、16人とは思って削減をしたものだと思いをいたしました。

下呂市は、岐阜県のほぼ中央に位置する典型的な中山間地域ですが、飛騨川沿いの温泉街を中心とした観光業が中心の町です。この地域では、名古屋市河村市長が議員定数、報酬半分という条例案を可決したことなどの影響から、全国の中でも議員定数削減の動きには敏感で、時代が求める議会をつくるための努力が積極的になされているのがよくわかりました。東日本大震災の影響で1万7,000人の宿泊客にキャンセルが出ているという状況で、我々委員会が下呂市に宿泊するということは、大変ありがたいと深く感謝されました。大前下呂市議会議長は、自粛もいいが一日も早くもとのように元気になってほしいと切実に訴えられたのが印象に残りました。

2日目は、松本市議会を研修いたしました。

議会研修に先立ち、開明学校と姉妹間提携を結んでいる開智学校と国宝松本城を案内していただ

きました。旧開智学校の歴史と見どころについて丁寧に説明をいただいた後、校舎内を見学いたしました。当時としては、学校というには余りにも斬新でグレードの高い建物であり、日本人が教育にかけた熱い思いを痛いほど感じました。

松本市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度全国1位であることから、いささか敷居が高かったのですが、議会事務局を初め、議会運営委員長が誠意を持って対応していただきました。

松本市は、人口約24万人、議員定数はことし4月の選挙から31名へと、36名から5名削減されていました。議会改革を進めるためのステップアップ検討委員会、ステップアップ市民会議などで議会改革のプロセスを市民にオープンにして、市民の理解を求めながら改革を進めておられました。また、議会報告を定期的を実施するなど、政治倫理も包括する議会基本条例をつくって、全国一といわれるにふさわしい議会改革がなされておりました。

3日目は、長野県伊那市議会を研修いたしました。

伊那市は、人口7万人であるのに対し議員定数は21名と、西予市よりも大幅に少ないという定数削減先進地でした。駒ヶ根市が3万3,000人の人口に対し議員定数15名と、東海・信州エリアは議会改革が大変進んでいるような気がいたしました。

合併前は、伊那市議会26名、高遠町議会15名、長谷村議会12名の議員定数でしたが、平成18年の合併により、最初の選挙は中選挙区制で実施し、伊那市18名、高遠町5名、長谷村3名の26名の議員数でした。2回目の選挙より大選挙区制を採用して、現在の21名としたそうです。定数削減の経過については、区長会や地域連絡協議会、市民との議会報告会などを通じて、市民の声をなるべく吸い上げる機会を設け、議論を深めてきたということでした。市民から出てくる意見の中には極端な意見や暴論もあったようですが、最終的には落ちつくところに落ちついたということでした。ただ、定数を削減するだけが議会改革の目的でも前進でもなく、議会基本条例の制定に向けてさらなる改革を進めていると、現状を詳しく話していただきました。

西予市議会といたしましても、これらの研修を

十分に生かして、市民の皆さんが納得していただけるような議会改革を進めてまいりたいと考えております。

以上、研修報告といたします。

平成23年6月9日、西予市議会改革特別委員会委員長元親孝志。

○議長 以上で各特別委員会の視察研修報告を終わります。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第60号「市道石城地区209号線用地の取得について」から議案第62号「西予市公共下水道宇和浄化センター第2系の建設工事委託に関する基本協定の締結について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第60号「市道石城地区209号線用地の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、西予市宇和町山田地区の県営圃場整備事業に伴う非農地区域を県営土地改良事業計画に基づき西予市道路用地として西予市土地開発公社に先行取得をさせた案件であり、このたび市道石城地区209号線改良事業の用地として、西予市宇和町山田78番1のほか2筆を西予市土地開発公社から総買収面積8,255平方メートル、買収金額合計3,314万7,285円で土地売買仮契約の締結が完了いたしましたので、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第61号「西予市公共下水道野村浄化センター第3系の建設工事委託に関する基本協定の締結について」、議案第62号「西予市公共下水道宇和浄化センター第2系の建設工事委託に関する基本協定の締結について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

下水道事業は、雨水の排除と汚水の処理による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすもので、市民が快適な生活を送る上で欠かすことのできない事業です。西予市では、宇和町及び野村町で公共下水道事業を推進しているところでございますが、年々下水

処理場への流入汚水量が増加していることから、現在の施設処理能力では処理能力不足が生ずる見込みであるため、増設工事により野村浄化センター及び宇和浄化センターの汚水処理能力を向上させるものであります。

また、建設工事につきましては、既設の施設と一体化させる施設の増設であることから、土木、機械、電気と関連する工種が多岐にわたることと、経済的かつ効果的な施工が求められるため、当市の公共下水道事業を当初から委託しております日本下水道事業団理事長曾小川久貴と随意契約により、議案第61号の野村浄化センター第3系については3億7,400万円で、議案第62号の宇和浄化センター第2系につきましては4億8,200万円で建設工事委託に関する基本協定を締結しようとするものであります。

なお、協定期間及び施設能力等につきましては、お手元に配付いたしております議案書参考資料をご参照ください。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第63号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」から議案第71号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの9件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 議案第63号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市におきましては、野村町、城川町及び明浜町において、17の地区が辺地の指定を受けており、それぞれ辺地総合整備計画を定めております。このたび、城川町川津南、嘉喜尾、遊子谷及び野村町西の4つの辺地において、平成23年度事業として市道、消防施設の整備を追加するとともに、林道施設整備における辺地対策事業債を増額することといたしました。これに伴いまして、国に変更計画を提出するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関

する法律第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好市長。

○三好市長 議案第64号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、国の第1次補正予算の状況とその影響等などについて、少し触れたいと存じます。

ご案内のとおり、去る5月2日に東日本大震災における当面の復旧に必要な経費4兆153億円を盛り込んだ国の第1次補正予算が成立いたしました。

その財源として、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に維持するための年金特別会計への繰入金約2兆5,000億円が転用されるほか、子ども手当の上乗せ分の凍結、高速道路料金の原則無料化、社会実験の一時凍結、経済危機対応・地域活性化予備費の減額などによりどうにか確保されております。

これにより、子ども手当については、国民生活などの混乱を回避するため、平成22年度の子ども手当法を6カ月延長するつなぎ法案により9月末まで延長されておりますが、10月以降新たな法律がなければ子ども手当が廃止され、所得制限を伴う児童手当に戻ることとなり、支給対象者や支給事務を担う市町村に混乱と支障が発生することから、建設的な議論により早急な制度改定を望むものであります。

また、今回の補正予算の中で、仮設住宅10万戸の建設など災害復旧など関係費4,829億円、河川、道路、漁港、下水道等公共土木施設の災害復旧等災害対応公共事業関係費1兆2,019億円、約2,000校分の仮設校舎設置費など施設費災害復旧費等4,160億円が計上されているところでありますが、仮設住宅の需要増や製造工場の被災等の影響により建築資材の不足が深刻化し、価格の高騰等先行きが不透明な状況が伝えられているところであります。

このような社会経済状況の中で、被災地の復旧、復興を最優先として側面的支援を行う必要などを踏まえまして、私どもの三瓶小学校統合校舎建築スケジュール等の見直しにつきましては、三

瓶地区小学校再編推進委員会及び西予市教育委員会において再検討を行っていただきました結果、統合時期を当初の計画平成25年4月1日から1年延期するとともに、6月着工予定の仮校舎建設スケジュールについても変更の承認をいただいたところであります。

また、三瓶小学校統合校舎については、海に面した地域であることから、津波被害を想定した避難スペースを新たに設ける設計変更を行い、今後は変更後の建築スケジュール等により統合に向けての諸手続及び事業推進を図り、9月の市議会第3回定例会に関係議案の提案をさせていただく予定としておりますので、議会を初め地域の皆様のご理解、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在、国の補正予算が成立したものの、補正予算後の92兆7,167億円のうち4割弱を占める36兆9,880億円については、赤字国債発想法案が成立する見通しが立っておらず、その確保ができない異常事態となっております。

この法案は、復旧対策を本格的に盛り込む第2次補正予算における政策と関連した歳入歳出の見直しや、社会保障と税の一体改革、さらには来年度予算の概算要求や、ご案内のとおり菅総理の退陣問題など、本当に複雑にいろいろ絡み合っており、このままの状況が続きますと、6月の地方交付税配分などが行われた以降、財源不足により予算執行がおくれ、地方自治体の財政運営においてもその影響を受けることが懸念されているところであり、今後注意深く見守るとともに、景気低迷が長く地域経済の状況を踏まえた適切な対応について強く要望していきたいと考えております。

さて、今回の補正予算でございますが、4月1日付の人事異動による人件費の組み替えと、早急に対応すべき課題を中心として計上し、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ2億2,645万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を248億3,875万7,000円と定めるものであります。

その主な内容でございますが、総務費では、東日本大震災被災地への人的支援のため、下水道技師、保健師、一般行政事務職員など10名の職員派遣に係る経費、東日本大震災で被災され県内に避難された方の生活支援や現地の被災者等への支

援経費に充てるための愛媛県が創設したえひめ愛顔の助け合い基金に対する寄附金、庁舎建設事業における保健センター用備品購入費、モニュメント設置等に係る経費、地域公共交通活性化再生総合事業からの組み替えによる地域公共交通確保維持改善事業に係る経費を計上しております。総額で7,736万9,000円となっております。

次に、民生費では、東日本大震災の被災地への市民ボランティア派遣に係る経費、認知症高齢者グループホーム2施設のスプリンクラー設備整備のための介護基盤緊急整備事業費補助金、蔵貫保育園を休園したことに伴う三瓶保育園への園児送迎に係る経費を計上しております。総額で580万2,000円の減額となっております。

次に、衛生費では、野村クリーンセンターのトラックスケールの老朽化に伴う修繕に係る経費を計上しております。総額では413万4,000円となっております。

次に、労働費では、求職者に対して9カ月間の緊急的、一時的なつなぎ就労の機会を提供するため、明浜町及び城川町でスナゴケ、甘草の試験栽培に4名の雇用を行う自然資源活用型集落営農活性化事業に係る経費を計上しております。総額で1,451万6,000円となっております。

次に、農林水産業費では、鳥獣害侵入防止さく設置、狩猟免許取得、箱わな購入等に係る鳥獣被害防止総合対策事業費補助金、農地・水・環境保全向上対策事業等に取り組む集落のうち、農業用水路等の施設の長寿化の活用新たにに取り組む集落に対する農村環境保全向上活動支援交付金、中核作業道1路線及び基幹作業道の6路線の林内路網整備を行う森林蘇生緊急対策事業費に係る経費、平成22年度分の工事が一部繰り越しとなったことによる国道378号線俵津バイパス改良工事に係る市負担金を計上しております。総額では1億644万円となっております。

次に、商工費では、平成24年度の宇和島圏域観光振興イベントに向け、高速道路西予宇和インターチェンジ付近等2カ所に重要伝統的建造物群保存地区の卯之町の町並みの案内板設置に係る経費を計上しております。総額で75万1,000円となっております。

次に、土木費では、事業量増加に伴う県営道路事業負担金の計上、当初予算で単独事業として計上していた道路改良事業が国庫補助対象事業とな

ったことにより財源調整を行っております。総額で2,753万9,000円の減額となっております。

次に、消防費では、八幡浜地区施設事務組合が行う消防救急デジタル無線設備整備の実施設計に係る負担金を計上しております。総額で744万円となっております。

次に、教育費では、西予市出身の洋画家阿方稔先生の芸術展開催に係る補助金、野球、ソフトボールの競技人口の増加と地域コミュニティの育成を目的として開催するスポーツ教室や講演会等に係る経費を計上しております。総額で4,487万2,000円となっております。

以上、歳出予算の概要でございましたが、続きまして主な歳入についてご説明をいたします。

まず、国庫支出金では、道路新設改良費国庫補助金7,706万8,000円を計上しております。

次に、県補助金では、介護基盤緊急整備等事業費県補助金939万6,000円、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金2,454万7,000円、農村環境保全向上活動支援事業費県補助金1,073万6,000円、森林蘇生緊急対策事業費県補助金8,322万5,000円を計上しております。

次に、市債では、庁舎建設事業に係る電算管理システム移転に係る経費が起債対象となったことに伴う調整により、総務債8,280万円を計上しております。この上で歳出に対して不足する財源措置として、財政調整基金7,321万2,000円の繰り入れを行っております。

以上、ご説明いたしました。詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 宗財政課長。

○宗財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

歳出につきましてご説明を申し上げます。

13ページをお開き願います。

2款1項1目9節普通旅費211万円でありますが、これは東日本大震災被災地への人的支援に係るもので、これまでに消防職、医療・看護職、

保健師の専門職を中心に12名を派遣しておりますが、6月以降、下水道技師、保健師、一般行政事務職員など10名の職員を岩手県、宮城県、福島県、千葉県に5日から2週間程度の期間で派遣するための旅費でございます。

14ページをお開き願います。

13目26節寄附金224万9,000円ありますが、愛媛県が東日本大震災の被災者支援のためえひめ愛顔の助け合い基金を創設し、県民などのほか市町からも寄附を募り、災害見舞金や災害ボランティア派遣費用、被災者の受け入れ経費など、被災者等への支援に関する事業を行うこととしております。この基金に県下11市で総額3,600万円を寄附することとされ、人口割等により案分した額を寄附するものでございます。

15ページ、18目8節報奨金419万8,000円ありますが、新庁舎芸術作品等整備計画実行委員会で進めていただいております、新庁舎に展示、設置する絵画、モニュメント寄贈に対する報奨金であります。

同じく、18節庁用器具費579万3,000円ありますが、宇和保健センター改修後に必要となる教育部局用のいす、机等の庁用備品の購入費でございます。

18ページをお開き願います。

7項1目改善センターたかがわ管理運営事業675万円ありますが、開設後26年を経過し、老朽化に伴う1階部分及び2階会議室の空調施設改修に係る経費でございます。

19ページ、1目19節コミュニティー助成事業補助金450万円ありますが、平成6年に結成し、地域文化の継承を努めている開明太鼓に対して、不足している太鼓10台等の整備、また平成20年に結成した三瓶町皆江自主防災会に対し、発電機、テント、トランシーバー等の防災資機材購入補助を行うものであります。財源は、財団法人自治総合センター助成金を充当しております。

3目地域公共交通確保維持改善事業597万5,000円ありますが、当初予算においては地域公共交通活性化再生総合整備事業として計上しておりましたが、制度変更があり事業廃止となったため減額し、組み替えを行うものであります。市の事業として、協議会開催経費、バス購入費、バス停整備費を計上しております。

20ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉庶務事業105万7,000円ありますが、東日本大震災の被災地への市民ボランティア10名を派遣するために係る経費を計上するものでございます。派遣先、支援内容等詳細につきましては、今後調整を行うこととしております。

22ページをお開き願います。

3款1項3目19節介護基盤緊急整備等事業費補助金939万6,000円ありますが、認知症高齢者グループホーム2施設、宇和町のグループホーム蒼月及び城川町のグループホーム昂星のスプリンクラー設備設備のための補助金であります。これにより、対象となる市内12施設の整備が終了することになります。財源は、介護基盤緊急整備等事業費県補助金を充当しております。

23ページ2項1目園児送迎事業406万9,000円ありますが、園児数の減少により本年4月1日から蔵貫保育園を休園し、三瓶保育園への統合を行っており、これにより必要となった園児8名の送迎用の車の購入、運行業務委託等に係る経費でございます。

30ページをお開き願います。

6款1項3目鳥獣被害防止総合対策事業費補助金2,334万7,000円ありますが、西予市鳥獣被害防止対策協議会が行う電気さく7件、9,500メートル及び鉄筋さく25件、4万5,900メートルの整備、狩猟免許50名の取得、箱わな40基の購入等に対する補助を行うものであります。財源は、鳥獣被害防止総合対策事業費県補助金を充当しております。

10目農村環境保全向上活動支援交付金2,147万3,000円ありますが、農地・水・環境保全向上対策事業及び中山間地域等直接支払交付金事業に取り組む集落のうち、農業用水路、ため池等の補修、更新、未舗装農道の舗装など、施設の長寿命化の活動に新たに取り組む42の集落に対する補助を行うものでございます。事業期間は5年間となっております。

11目環境保全型農業直接支援対策事業交付金414万8,000円ありますが、地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献し、化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取り組み等により環境保全に効果の高い営農活動を行う農業者を支援するため交付するもので、水稻及び果樹栽培を行って

いる８戸の農業者と営農組織４団体が取り組むこととしております。

３１ページ、６款２項２目森林蘇生緊急対策事業８、３２５万円ですが、林道開設により森林作業の合理化と森林資源の有効利用や、高性能林業機械等の整備によって林業事業単位の効率化を図ることを目的として、平成２１年度から実施しております。本年度が最終年度となる事業ですが、追加内示を受け、１メートル当たり５万円を基準事業費とする中核作業道を野村地区で１路線、１メートル当たり１万４、０００円を基準事業費とする基幹作業道を宇和地区１路線、野村地区１路線、城川地区４路線、総延長では４、１４４メートルの林内路網整備を行うものでございます。

３６ページをお開き願います。

９款１項１目八幡浜地区施設事務組合特別会計負担金３２０万７、０００円ですが、当事務組合が行うアナログ方式からデジタル方式への消防救急無線設備整備における実施設計費２、１５２万５、０００円に対し、西予市の負担率１４．９％に係る負担金を計上するものでございます。施設整備工事期間は、平成２４年度から２６年度までの３年間の計画となっております。

３８ページをお開き願います。

１０款３項２目中学校研究指定校事業４５万２、０００円ですが、これは三瓶中学校が森はともだち推進事業の指定を受け、ふるさとの森林と触れ合う機会を通じて身近な森林を大切にしていこうとする生徒の育成を目的として、講演会、実践活動を行うものと、明浜中学校が学校力アップ実践研究事業の指定を受け、教育課題に対応する先進的な実践研究を進め、学校力の充実強化を目的として、俵津文楽を中心とした伝統、文化教育を推進するものでございます。

４２ページをお開き願います。

１目明浜少年スポーツ育成事業１０３万９、０００円ですが、野球、ソフトボールの競技人口の増加や地域コミュニティの促進を目的として、元プロ野球選手の石毛宏典氏を招いて野球教室、講演会、野球大会等を行う明浜野球フェスタを開催するものであります。財源は、財団法人地域活性化センターの助成金を充当しております。

４３ページ、１項１目２３節償還金５４７万円

であります。平成２２年度から平成２４年度までの間、公的資金補償金免除繰上償還の特別措置が延期され、年利５％以上の地方債につきまして繰上償還ができることになったため、地方公共団体金融機構からの借入分の償還を行うものであります。

歳出につきましては、以上でございます。

なお、歳入につきましては、市長が金額も含めてご説明を申し上げましたので、省略させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 暫時休息をいたします。（休憩 午前１１時０１分）

○議長 再開いたします。（再開 午前１１時１５分）

上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 議案第６５号「平成２３年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正は、２２年度における財政調整基金の取り崩しによります財源の調整であります。

歳入につきましては、療養給付費等交付金を４、８３５万４、０００円増額し、財政調整基金繰入金を同額減額いたしましたので、既決いたしております歳入歳出予算に変更はありません。

次に、診療施設勘定予算についてですが、今回の補正は医師の退職及び人事異動に伴う人件費の調整及び診療所改築に伴う設計委託料の増額であります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

俵津診療所の歳出では、一般管理費の職員給与費を１、５６０万３、０００円減額し、臨時職員等を雇用する賃金等を同額増額いたしましたので、歳入歳出の予算の総額に変更はありません。

次に、高山診療所の歳出では、一般管理費の職員給与費を１１４万５、０００円減額し、歳入では一般会計からの繰入金を同額減額し、歳入歳出予算の総額を９、９１２万円といたしました。

次に、惣川診療所の歳出では、診療所改築費で設計委託料を５１万５、０００円増額し、歳入では一般会計からの繰入金を同額増額し、歳入歳出

予算の総額を1,423万4,000円といたしました。

続きまして、議案第66号「平成23年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴う人件費の調整によるもので、歳入歳出予算をそれぞれ676万円減額し、歳入歳出予算の総額を5億6,894万円と定めるものであります。

歳出につきましては、一般管理費で職員給与費等を676万円減額いたしました。

歳入につきましては、事務費に係る一般会計繰入金を676万円減額いたしております。

続きまして、議案第67号「平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動による人件費と介護認定調査を行う嘱託職員の雇用に係る人件費が主なものであります。

補正予算の内容につきましては、歳入歳出それぞれ2,288万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を49億2,550万2,000円と定めるものであります。

内訳といたしまして、歳出では、総務費の総務管理費で人事異動に伴う人件費を2,492万7,000円減額し、介護認定審査会費で嘱託職員の雇用に伴います賃金等を204万5,000円増額いたしました。

歳入では、一般会計繰入金を2,288万2,000円減額いたしております。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第68号「平成23年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整によるもので、歳入歳出予算をそれぞれ367万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を4億2,476万3,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、施設管理費で職員給与費

を367万7,000円減額いたしました。

歳入につきましては、事務費に係る一般会計繰入金を367万7,000円減額いたしております。

続きまして、議案第69号「平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴う人件費の調整及び社会資本整備総合交付金対象事業費の減額内示に伴い宇和处理区の事業内容を変更するもので、歳入歳出予算からそれぞれ2億1,420万9,000円を減額し、歳入歳出予算を11億2,548万8,000円と定めるものであります。

歳出では、事業費の施設整備費で給料等の人件費140万9,000円の減額、事業費の委託料と工事請負費の組み替え等により2億1,280万円を減額するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金1億1,380万円、一般会計繰入金1,130万9,000円、市債8,910万円を減額いたしております。

また、継続費の補正については、宇和浄化センター建設事業の工事期間が2カ年から1カ年延長したことに伴い、総額、年度割額を変更し、野村浄化センター建設工事については実施設計による事業費の変更が生じたため、総額と年度割の変更を行っております。

なお、今回の補正では地方債の限度額の減額に伴います地方債補正を行っております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第70号「平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴います職員給与費の調整と企業債の公的資金補償金免除繰上償還を実施するため補正するものであります。

第2条の収益的収入及び支出では、収益的支出のみを補正するものであり、給料、手当、法定福利費等168万8,000円を増額しまして、総額を6億581万円といたしております。

第3条の資本的収入及び支出では、資本的支出のみを補正するもので、年利率が5.5%である旧公営企業金融公庫資金につきまして、国の繰上償還実施要綱に沿って繰上償還を行うこととし、企業債償還金1,391万5,000円を増額しまして、総額を4億7,149万5,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を補てんする財源につきましては、第3条本文括弧書きのとおりに改めております。

第4条では、職員給与費の増額補正に伴いまして議会の議決を経なければ流用することのできない経費を188万3,000円増額し、1億2,668万3,000円といたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第71号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、医療機器購入に伴います予算の組み替えと、さきの東日本大震災に伴う被災地支援の必要経費を補正するものであります。

第2条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、被災地支援に係る県補助金として医業外収益116万7,000円を増額しまして、総額を29億9,481万9,000円といたしております。

支出につきましては、被災地支援のための経費とCTの修繕に係る経費ほかで、医療費を207万5,000円を増額しまして、総額を29億8,042万4,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出では、収入につきましては、医療機器整備事業の財源といたしまして、企業債1,560万円及び新病院建築に伴う出資金196万7,000円を増額しまして、総額を2億3,821万4,000円といたしております。

支出につきましては、医療器械購入費1,848万円及び新病院建築に伴う臨時職員の人件費196万7,000円を増額しまして、総額を4億5,090万6,000円とするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足

する額を補てんする財源につきましては、第3条本文括弧書きのとおりに改めております。

第4条の企業債では、医療機器の購入に伴う費用に充てる財源を増額し、企業債の限度額を4,200万円から5,760万円へ補正するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

（日程7）

○議長 次に、日程第7、報告第1号「平成22年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から報告第5号「平成22年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗財政課長。

○宗財政課長 報告第1号「平成22年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第2号「平成22年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成22年度西予市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第4号「平成22年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成22年度西予市一般会計公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び上水道事業会計における各事業のうち、平成22年度から平成23年度への繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を添えてご報告申し上げるものであります。

続きまして、報告第5号「平成22年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成22年度西予市一般会計事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を添えてご報告申し上げるものであります。

以上、報告5件よろしくようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより５件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

報告５件につきましては承認することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。そのように決定を
いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

あす６月１０日は午前９時より一般質問、質疑
を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前１１時３２分

平成23年第2回西予市議会定例会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成23年6月10日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成23年6月10日
 午前9時00分
 1. 散 会 平成23年6月10日
 午後2時48分

1. 出 席 議 員

- 1 番 欠 員
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 昭 義
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 二 宮 元
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

- 8 番 宇都宮 明 宏
 11 番 嶋 川 武 文

1. 地方自治法第121条により
 説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 河 野 敏 雅
 総務企画部長 宇都宮 又 重
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 上 甲 憲 章
 教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
 野 村 支 所 長 河 野 数 義

- 城 川 支 所 長 福 原 純 一
 三 瓶 支 所 長 三 好 幸 二
 消防本部消防長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 井 上 謙 二
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企画調整課長 宇都宮 松 夫
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

- 2 議案第60号 市道石城地区209号線用地の取得について

- 3 議案第61号 西予市公共下水道野村浄化センター第3系の建設工事委託に関する基本協定の締結について

- 4 議案第62号 西予市公共下水道宇和浄化センター第2系の建設工事委託に関する基本協定の締結について

- 5 議案第63号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

- 6 議案第64号 平成23年度西予市一般会計補正予算（第2号）

- 7 議案第65号 平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 議案第66号 平成23年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議案第67号 平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議案第68号 平成23年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第69号 平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度西予市上水道
事業会計補正予算（第 1
号）
- 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度西予市病院事
業会計補正予算（第 1
号）
- 8 請願第 2 号 南海地震による西予市野村
町愛宕山公園の岩石、崩
落落下による災害防止の
為の調査実施、岩石撤去
に関する請願書
- 9 陳情第 2 号 市道愛宕～岩村線に於ける
車の離合場所の設置を求
める陳情書

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第 6 0 号 市道石城地区 2 0 9 号線用
地の取得について
- 3 議案第 6 1 号 西予市公共下水道野村浄化
センター第 3 系の建設工
事委託に関する基本協定
の締結について
- 4 議案第 6 2 号 西予市公共下水道宇和浄化
センター第 2 系の建設工
事委託に関する基本協定
の締結について
- 5 議案第 6 3 号 辺地に係る公共的施設総合
整備計画の変更について
- 6 議案第 6 4 号 平成 2 3 年度西予市一般会
計補正予算（第 2 号）
- 7 議案第 6 5 号 平成 2 3 年度西予市国民健
康保険特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 6 6 号 平成 2 3 年度西予市後期高
齢者医療特別会計補正予
算（第 1 号）
- 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度西予市介護保
険特別会計補正予算（第
1 号）
- 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度西予市農業集
落排水事業特別会計補正
予算（第 1 号）
- 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度西予市公共下
水道事業特別会計補正予
算（第 1 号）

- 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度西予市上水道
事業会計補正予算（第 1
号）
- 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度西予市病院事
業会計補正予算（第 1
号）
- 8 請願第 2 号 南海地震による西予市野村
町愛宕山公園の岩石、崩
落落下による災害防止の
為の調査実施、岩石撤去
に関する請願書
- 9 陳情第 2 号 市道愛宕～岩村線に於ける
車の離合場所の設置を求
める陳情書

開議 午前 9 時 0 0 分

○議長 おはようございます。

本日はこのように大勢の方の傍聴をいただき、
まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は 2 1 名であります。これ
より本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであ
ります。

（日程 1）

○議長 これより日程第 1、一般質問を行いま
す。

通告順に質問を許可いたします。

この際、申し上げます。

各議員の発言時間は 1 5 分以内でお願いいたし
ます。質疑については 3 回までとし、あわせて 1
0 分間以内でお願いいたします。

まず、6 番小野正昭君。

6 番。

○6 番小野正昭君 改めましておはようございま
す。

質問に入る前に、さきの東日本大震災におきま
して、多くの方々のとうとい人命が落とされまし
た。謹んで心より哀悼の誠を申し上げますととも
に、被災をされた多くの皆様方に心からお見舞い
を申し上げるものであります。

さて、このような多くの皆様方の前で新議場の
はえある初議会において一般質問ができますこと
はまことに光栄であり、このような機会を与えて
いただきました関係各位に、まずもって心から感
謝の誠を申し上げたいと思います。

古今松は緑なり、竹に上下節あり、行政並びに

議会の本質は、松の葉のごとく、昔から緑色そのものであります。自治体の使命は、何ら変わることなく、以前より私がよく申し上げますとおり、1つ、市政の進展、1、福祉の向上、1つ、民生の安定のために努力しなければならないと私は思っております。したがって、古今松は緑であります。

さきの別宮副市長の退任のあいさつの中で、立派な市庁舎に憶することなく、行政と議会が切磋琢磨して、西予市のため、市民の方々のために一層の努力をとあいさつされたように、私たち議会人は、行政の皆さんとともに、これから訪れるであろう地方の時代に向け、行政と議会が一体となり一年一年柔軟な節をつくり、厳しいときにも英知と努力でこれを克服し、市民の方々の負託におこたえすることがその使命であり、責任でもあります。まさに竹に上下節ありであります。

そこで、先ほど議長の許可をいただきましたので、今回は新庁舎完成を期し、まず1点目は、二元代表制について質問をいたし、2点目に、先般執行されました県議会議員選挙の投票率について、3点目は、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災に伴う防災体制及び原発事故に関連して市長にその所見をお伺いをいたします。

まず、二元代表制についてでございますが、二元代表制は地方自治体において、その地域に住む住民が首長と議員をそれぞれ直接選挙で選ぶシステムであり、1947年に地方自治法が制定されて以来続いている制度であることはご案内のとおりであります。その沿革として、イギリスの君主制、一元制において議員が首長を選出する仕組みの中で腐敗が生じ、アメリカにおいて行政と政治の分断が議論をされる中で生まれたのがこの二元代表制であります。私たち議員の本質は、代表の原理、審議の原理、行政監督の原理という3つの基本原理において成り立っており、直接公選された自治体の代表機関として、その存在根拠を持ち、本来の機能を十分発揮できるよう努力いたすのも私たち議員の務めであり、また当然のことだと私は思っております。

そこで、行政と議会は車の両輪であるとよく言われますが、この二元代表制について市長はどのように考えられているのか、まずお考えをいたしておきます。

次に、先般行われました県議会選挙の投票率について質問をいたします。

西予市の投票率は69.91%、愛媛県の平均

投票率は49.65%であり、これは東日本大震災に配慮をした街宣活動の自粛の影響だと報道をされておりました。旧三瓶町においては、過去最低の59.52%でありました。参考までに、三瓶町の投票率の高い箇所では第5投票区、これは下泊区ですが、69.41%、また低い箇所は第1投票区、三瓶小学校で56.16%であり、ちなみに、去る平成21年8月30日執行の第45回衆議院議員総選挙の小選挙区における西予市全体の投票率は77.6%であり、また三瓶町でも65.9%でありました。

さらに、今回の選挙でゆゆしきことは、ある地区においては、投票をボイコットしたといううわさまで耳にいたしました。このことは、それが本当のことであるならば大変なことであります。正直、投票所の見直しを了承した議会にもその責任が一端はありますが、端的に言って、投票所を減らしたのに大きな原因があり、それにより高齢者の方々が投票所が遠くなったり、投票所に行きたくともその足がなく、一票の行使ができなかったのも大きな一因であり、また事実でもあります。選挙管理委員会は正しい選挙の執行が目的・使命であります。何のために投票依頼の啓発または税金を使って広報活動をしているのか、この件につきお伺いをいたしておきます。

3点目に、去る3月11日東日本大震災に伴う当市の防災・津波対策について、また東日本大震災が起因して発生した福島原発に関連して、伊方原発の件につき市民の方々、特に三瓶の方々の不安の声とその質問が多くありましたので、伊方原発に対する対応及びどのように理解されているのか、市長にお伺いをいたします。

今回の災害は自然がもたらしたのですが、福島原発は人的災害と言っても過言ではないと私は思っております。近年の自然災害で顕著なものは、地震においては1995年平成7年1月の阪神・淡路大震災、台風はちょっと古いのですが1959年昭和34年9月の伊勢湾台風、また火山爆発は1991年平成3年6月雲仙普賢岳による火砕流、津波は1993年平成5年7月の北海道西南沖地震がもたらした奥尻島の津波であり、人的惨事は遠く明治維新の戊辰戦争、近年はさきの太平洋戦争であり、多くのとうとい人命が犠牲となっておりますが、今回のことは、自然と人的災害がもたらした、我が国最大の惨事であります。本日マスコミ報道によると、30年以内で東南海地震がマグニチュード8.1が71%の確率、南海

地震においてはマグニチュード8.4が60%の確率と報道をされていました。南海・東南海地震に対して当市の防災対策、特に津波対策についてどうなっているのか、多くの方々から耳にいたしますのは、避難場所がわからないということですが、津々浦々の人目につきやすい箇所に緊急避難マップ・看板を設置する考えがないのか。

また先般、明浜町を歩いていましたところ、避難場所の立て看板がありました。三瓶町はどうなっているのか、その避難場所は適切な箇所なのか、お伺いをいたしておきます。

次に、原発事故についてお伺いいたします。

私は一昨年の12月の一般質問でこの問題を取り上げましたが、市長の原発事故に対する切実な答弁を感じることができなかったのであります。

また市長は、原発問題に関し、積極的な対応ができていないのではないかと、3月15日に伊方町長は強い懸念をあらわし、大城八幡浜市長は、このニュースを聞くや否や、えっと言葉を詰まらせ、半径20キロメートルにすっぽり入る八幡浜市民はここにおれないのじゃないかと強い懸念と不安を示し、また県や市町と連携し、原子力防災計画の見直しの発言までしておられます。我が西予市も旧三瓶町は八幡浜市と同じく全く20キロ圏内にすっぽり入り、30キロ圏内となると西予市の半分以上がその対象地となるのであります。

また、事故翌日の12日、大城市長は伊方原発幹部を呼び説明を求め、事故の5日後には、四電の千葉社長を伊方町と八幡浜市を訪問されているようですが、当市は何日にどのような説明を受け、どのような対応をされたのか、お伺いをいたします。

また、伊方町が結んでおる安全協定につき、大城市長の考えに対し、中村知事は3月20日、八幡浜市の参加に理解を示され、大洲・西予市の締結もあらゆる可能性を検討してほしいと述べられておりますが、市長はせっかくの知事の理解にどのような受けとめを考えられているのか、お伺いをいたします。

余談ですが、先般の新聞報道では、この安全協定に対し、四電千葉社長は、8市の申し出に対して代表の愛媛県と結んでいるので云々とありましたけれども、自治体はまさに別人格であります。社長は地方六団体の性質・性格を理解されているのではないかと、この点もお伺いをいたし、以上、二元代表制、投票率の向上及び地震に対する津波対策、原発事故対策についての3点につきお伺い

をいたし、一般質問といたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

本日は一般質問に早朝よりこのように多くの方、傍聴いただきまして本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げたいと思います。

西予市もこのように新庁舎ができて、名ともに西予市が一つになったとこのように思っておりますが、本日はその最初の定例会議でございまして、市政を執行する者として、気を新たにしまして市政運営に取り組んでいかなければならないと思っております。

また、議場を言論の府として大いにこの議場で議員の皆さんと議論をして、市民の負託にこたえていきたいとこのように思っておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、小野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1点目の二元代表制についての質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり、憲法93条では、地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関としての議会を設置する、また地方公共団体の長、その議会の議員はその地方公共団体の住民が直接これを選挙すると規定をされております。その本質は、住民自治の原則を明らかにして、地方行政の民主化を図ろうとするものであります。地方自治体には、ともに直接住民から選挙をされた議決機関であります議会と執行機関であります首長の2つの代表機関があり、対等の関係としてそれぞれの機能と権限の中で相互に牽制と抑制を図り、均衡と調和を保ちながら自治体の事務を公正・適切かつ円滑に執行していくことが期待をされております。これは皆さんもご案内のとおりだと思っておるわけですが、昨今の地方分権・地方主権が唱えられる時代にあって地方自治体の本旨である団体自治と住民自治を実現していくためには、これまで以上に市政運営上の的確な意思決定とチェック機能と、そして何よりも地域住民の民意が十分に反映されていくことが重要であると思っております。現在、議会におかれましても、議会改革特別委員会を設けられ、議会のあり方及びその権能の見直しが進められているところでありまして、また先日公布されました地方自治法の一部改正におきましても、議会への議決事項の範囲の拡大など議会制度の充実

が図られておるところでございます。議決機関と執行機関のバランスがとれた二代表制は、地方自治体への運営では理にかなっておる制度でありまして、本市におきましても、議会と私も執行機関との間に適切な緊張関係が張られ、市政に関する議員の皆様からのご指摘やご提言を受けることで適正な市政運営が実現できるものだと確信をいたしております。お互いに市民からの信任を得て市勢の発展を負託された立場である者として刺激し合い、切磋琢磨をし続けることが、あしたの西予市を築くことになるものと信じております。

もう一つの地震に対する津波対策と原発事故について、このご質問について私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、最初の西予市の津波対策についてでございますけれども、ご質問趣旨のとおり、津波対策において何よりも大切なことは、一刻も早く高台などの安全な場所に避難することであると思っております。市内の津波避難場所の掲示板、案内板の設置状況ですけれども、明浜町では、現在39カ所の津波一時避難場所を設定し、それぞれに掲示板を設置しておるところでございます。

津波一時避難場所の設置は、自主防災組織の役員の方々が中心となり、まず地図上で候補地を選定し、避難経路を考慮しながら、みずからが現地を歩いて候補地を絞り込み、その避難場所へ避難することによる住民の方が十分協議をされて仮決定をされております。その後、地域において津波避難訓練を実施して、その結果を検証し、津波一時避難場所を決定しまして、西予市の防災マップに掲示しているところでございます。

また、自主防災組織でも独自に詳細な防災マップを作成し、各戸に配布をされております。三瓶町におきましては、明浜町と同様に、住民の方みずからが津波一時避難場所の選定作業に取り組んでいただいておりますが、残念ながら、現時点で有太刀、皆江、4区の、これは三瓶4区です、4区で6カ所の選定と表示板設置にとどまっております。

なお、本年度中に三瓶地区海岸部における津波一時避難場所指定をおおむね完了させ、明浜地区及び三瓶地区の全世帯に避難場所等を印刷した津波ハザードマップを配布する計画でございます。

避難場所につきましては、選定の過程で住民の方が何回も検証されますので、安全・適切な箇所であると考えておりますが、現在想定しております津波の高さは、平成14年に愛媛県が出しまし

た愛媛県地震被害想定調査報告書に基づいております。今回の東日本大震災の結果を踏まえ、想定外の津波に対するさらなる検証と対策が必要であると考えておりますので、自主防災組織や地域と連携した避難訓練などを通じ、問題点の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、原子力発電所の事故の対策についてでありますけれども、今回の福島第一原子力発電所事故を受けまして、四国電力の千葉社長ほか幹部社員の訪問を受けましたのは3月23日でありました。その際に、今回の大震災に伴う福島原子力発電所の事故の状況、また伊方発電所の安全対策についての説明・報告があり、また今後の西予市民への説明時期などについても協議をいただきました。市といたしましては、四国電力として、まず早急に福島原発事故の検証を行うとともに、国、県の見解や指示に沿った形で原子力発電に係る新たな安全評価、基準の見直しまたは安全対策を講じられるよう強く要望をいたしました。

さらに、これらの対応状況や結果については、速やかに西予市に対して説明・情報提供をいただくこと等について申し入れをしたところでございます。

また、5月12日には、議員の皆様方も来ていただきましたけれども、四国電力原子力本部の副本部長以下、社員4名を招聘いたしまして、原子力発電に関する学習会を本市で開催をいたしました。100人以上の方々がこれを聞いていただいたところでございます。

原子力発電の仕組みは、今回の震災を踏まえた伊方原発の緊急安全対策について説明を受け、参加者からの質疑による意見交換を実施したところでございます。

震災以降、四国電力では、国からの通知、指示等に基づき、原発の安全性に関する再評価と安全対策の実施を順次進められているところであり、6月13日からは、西予市内でも伊方発電所から半径20キロ以内の全世帯を訪問して、震災後の対応と安全対策について説明が行われると聞いております。このことも要請をしたところでございます。本市における原子力災害の対応は、災害対策の基本法、原子力災害対策特別措置法の規定及び愛媛県原子力防災計画に基づき西予市原子力防災対策要綱で定められておりますが、原子力防災対策を重点的に重視すべき第一種地域である原子力施設からおおむね半径10キロの範囲外であることから、避難計画については検討が十分なされ

ておらなかったというのが現実でございました。

しかしながら、今回の福島原子力発電所事故では、半径20キロから30キロの範囲で屋内待避や計画的避難区域が設定されるなど、西予市といったしましてもこれまでの基準や想定を超えた対策が必要であると考えております。

なお、これらの問題については、平成24年度の政府予算の概算要求に向け、愛媛県の重要施策提案要望及び震災関連特別要望としても取り上げていただいております、本市の立場にも十分配慮をいただいたものと考えております。

地域防災計画の速やかな改正が求められておりますが、本市の計画は、国、県の防災計画がもとになっておりますので、まず国において今回の事故の検証を踏まえ、新たな基準指標が示されるものと考えております。

原子力災害対策につきましても、当然ながら国、県の基準や計画との整合性が必要でありますので、それを待たなければならない面もありますが、できる限り早期に地域防災計画の見直しを図りたいと考えておりますので、皆様方のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長 井上選挙管理委員会書記長。

○井上選挙管理委員会書記長 それでは、小野議員2点目のご質問にお答えをいたします。

ご質問のありました県議会議員選挙の投票率についてでございますが、まず西予市における投票区の見直しにつきましては、市全域での投票区、投票所の状況におきまして、その規模や配置に格差が生じていたこと、また投票事務従事者の不足や西予市行政改革推進委員会から経費削減も含めました抜本的見直しの提言を受けたこと等によりまして、基本的に小学校の通学区域を基準に交通の利便性、施設の立地状況等を考慮しながら統合・再編することといたしまして、平成22年7月の参議院議員通常選挙から導入をいたしたところでございます。

投票所数につきましては、それまでの市全体の投票所58カ所から31減じまして現在27カ所となっているところでございます。投票所の数が減少いたしまして遠くなること等への対応といたしましては、各支所など従前からの期日前投票所におきまして、その設置期間及び投票時間の延長を行いますとともに、統合・再編により地域の大

部分が新たな投票所まで直線で3キロ以上となる場合など、地域の諸条件を検討した上で期日前投票所の増設を行いまして利便性の確保を図っているところでございます。

さきの県議選におきましても、当時の三瓶支所におきまして投票日前日までの8日間、午前8時30分から午後7時までの間、期日前投票所を開設をいたしております。

今般の統合・再編に関しましては、いわゆる日常生活の圏域におけます期日前投票所の利便性等も含めまして、市全域における公平性の確保等の観点から実施をいたしたところでございまして、ぜひともご理解を賜りますようお願い申し上げます。

選挙管理委員会は何のために啓発・広報活動をしているのかとご質問でございますが、選挙における投票自体は、基本的に有権者の自由意思で行われるものであり、強制されるべきものではありませんが、選挙管理委員会としては、選挙執行に関する事務だけではなく、有権者の方々に選挙に対する関心を高めていただき、政治参加の貴重な機会である投票という行為を棄権されることがないように啓発していくことが重要な責務であると認識をいたしております。選挙管理委員会といたしましても、西予市明るい選挙推進協議会等と連携をいたしまして、選挙執行の折あるいは成人式等諸行事におきまして、選挙啓発と投票参加への呼びかけに努めているところでございます。

投票率の高低につきましては、選挙の種別また各選挙における関心・注目の度合い、立候補者等との関連性など単純に比較、判断することにつきましては慎重にしたいと考えておりますが、ご指摘をいただきましたとおり、残念ながら三瓶町内の一部投票区等では投票率の低調が続いております。現在その投票状況等の分析に努めているところでございますが、ただ今回の県議選の年齢別の投票率等を分析いたしますと、この投票区に限ったことではございませんが、必ずしも高齢者の方の投票率が低いという状況ではございません。むしろ60歳前半から下の年代、特に20代、30代の若年層の投票率が極めて低い状況があらわれております。選挙管理委員会といたしましては、こうしたデータの分析を積み重ねまして、また有権者の皆様方のご理解を得ながら、よりよい選挙制度の構築とより効果的な選挙啓発、広報活動を展開いたしまして投票率の向上を図りますとともに、なお一層明るく公正な選挙の実現を目指して

まいりたいと考えております。ぜひともご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 6 番小野君。

○6 番小野正昭君 二元代表制の再質問に入る前に、関連質問といたしまして、4 月 1 日ご案内のとおり、本庁支所方式に移管をされました。特に三瓶支所は手狭になっております。住民サービスの向上が望まれるのでありますけれども、中国の詩人で白居易、白楽天といえは聞いたことがあると思いますけれども、その詩の中に「人生行路難、山にあらず、川にあらず、ただあり人情、反復の間」とこううたっております。人生は大変なものですよと。山深い谷を渡るより、高い山を登るより、ただあり人情反復なりと、人間関係ですよと、こう言っておるのであります。

そこで、やはり手狭になった支所方式の住民のサービスは、私は笑顔は世界共通のパスポート、あいさつは言葉のかけ橋だと思っています。この 2 つを職員は忘れることなく、市民、町民のサービスの向上にまず努めてもらいたい、このように思っております。

さて、そこで本来の二元代表制の再質問ですが、私たち議員はご案内のように、選挙の洗礼を受けて、市標準会議規則 6 2 条の要綱に基づいて、議員の権能として一般質問をしております。

質問は行政機関の長にするのであります。したがって、議員が質問をするのに、先に部課長が答弁をするのは議会軽視であり、議員軽視の何物でもありません。先に機関の長が答弁をし、あとの細部については部課長に答弁させます、これが議会に対する配慮であり、質問者に対する配慮だと私は思っております。

それから、選挙のことについて総務課長から常識的な答弁でしたけれども、高齢者の投票率は私もよくわかつとんです。これは地域の皆さんが優先的に足がないので、誘え合わせた結果がこの結果だと私は思っております。これは地域の皆さんのご努力です。その課長の答弁に対しての判断は、私がここで言うべきものではないし、キャッチボールをしてボールを投げたんで、あとは町民の皆様が判断をしてもらうものと確信をいたしております。

次に、津波対策の件でございますけれども、これ関連しますけれども、資料 1 を配付をさせてい

ただいておりますけれども、この分ですね。私、先般さきの一般質問の中でも言いましたように、明浜町を歩きました。そうしましたら、一時避難場所、市長が答弁されたとおりです。親切丁寧に海拔 29 メーターと表示をされております。三瓶町は恐らくこれはないと思います。やはりここまではするのが行政のサービスだと思います。

しかも資料 2 のこれから恐らく避難所を設けるであろうと思いますが、さきの新聞にも載っておりますように、車いすとか高齢者が上れないようなこういう急傾斜の階段、こういうところへは決して避難場所を設置しないように、前もって老婆心ながら忠告をさせていただきます。

次に、伊方原発の件に再質問いたします。

ご案内のように伊方原発の 1 号機は昭和 48 年 6 月に建設を開始をされております。その当時のいわゆる技術は、強震動、津波、地質等についてまだまだ未熟なものがあったんです。それと同時に先ほど市長は勉強会をされて、5 月 12 日ですか、されたと言われました。私はちょっと事情があつてよう出席せれなかったんですが、先般民主党の所属議員の勉強会が県庁でありました。同じ物をいただきました。同じ物です。これによりますと、伊方原発さんの文字どおりの説明内容です。どこにも伊方のいわゆる沖にあります中央構造線、これについての話、それともう一つ、南海プレートというのがあります。これが連動して起きたときには、専門家の先生に言わすと、山津波が起こるであろう。この山津波によった対応は全くこの中にも書いてありませんし、いろいろな新聞記事にも載ったことを見聞きをしております。

そこで、先般我々清風会は資源エネルギー庁のほうの勉強会をさせていただきました。その中でこういう緊急対策の資料をもらって勉強をしました。それと同時に、そこに参加をされました資源エネルギー庁の原子力安全対策室長、石垣室長さんは、この山津波の件について、私たちは全く想定をしておりませんと、こういう答弁でした。今後は十分に専門家の意見を聞いて知見を集約して判断の誤りのないように対処をしていきたいと、このように資源エネルギー庁の室長が言われております。その辺まで踏み込んだ勉強を研修を私はしてほしいと、このように思っております。

余談ですが、原子力発電はプルトニウムをウランを燃やして発電をするわけです、核分裂をさせて。ウランもそれからプルスーマル、MO

X、これもプルトニウム酸化化合物ですが、原爆になるいわゆる同じ物質なんです。大変怖い物質なんです。だから、その辺のところをよく念頭に置いて、想定外が起こったわけですから、想定外に対処できないいわゆる対応を、西予市民の生命・財産を守る市長として切実に取り組んでいただきたい。

本来では、MOX、プルサーマルを伊方原発の3号機でやる予定ではなく、関西電力とそれから東電でやる予定やったのが事故があって、なぜか人のいい九州電力の玄海3号、伊方原発の3号機、それと先般の福島原発の3号機、ここらあたりがMOXをやっておる、そういう経緯もありまして、本来なら伊方原発は軽水炉型ですから、こういうMOXは大変危険だと私は思います。やはり高速増殖炉でやるべきではないかな私はそう思ってますけれども、私の勉強不足があるかもしれませんが、その辺また対応をしたいと思います。

それともう一点、先般愛媛県と八幡浜市と伊方町ですか、には全額で約60億円の交付金、リサイクル交付金が支給をされております。愛媛県が26億7,000万円、伊方町が26億3,000万円、八幡浜市が6億6,000万円、同じ八幡浜市と三瓶町は隣接地です。市長は先般の私の答弁で隣々接と言われましたけども、資源エネルギー庁の平成25年3月までの指定は隣接地となっております。これはここにちゃんと書いてます。隣接地です。ですんで、その件も資源エネルギー庁の担当者に聞きましたら、県が申請をするもので、平成19年に通達でしておりますよと、西予市はなかったと。やはりその辺のところをもう少し情報をキャッチして、市民と議会と行政が一丸となって物を申せば何とかあったんじゃないかなと。今回想定外になったんですから、それはそのように受けとめて、もらえるものはぜひとも少なくとももらって、市行政への財政の足しにしていきたい、この点お伺いをします。

最後に、市長に老婆心ながらお話をさせてもらいます。

市長は愛媛県の市長会の会長と西南地区の会長になりました。やはりこの問題は1市だけでなく広域的に少なくとも4市5町、大洲、八幡浜、西予市、宇和島と5町、内子から愛南町までのいわゆる消防・警察・自衛隊・行政が一体となってこの立派な下の会議室で1年に一回ぐらいは広域的な対応を市長がリーダーシップをとって広域的な検討をぜひしてもらいたい、そのことを市長に強

く要請をして、私の再質問を終わります。

○議長 市長。

○三好市長 それでは、小野議員の再質問についてお答えさせていただきますが、質問が質問としてお受けできるだろう回答が必要なのは5番目と6番目だけだと思いますが、それでよろしいですか。

(6番小野正昭君「結構です」と呼ぶ)

5番目のいわゆる電源立地対策交付金の関係のご質問だと思いますが、県内の交付が平成22年度で見えますと、愛媛県で5億3,600万円、伊方町で……。ちょっと待ってください。

それでは、私どもの手持ちの数字だけでちょっと言わせていただきますが、電源立地交付金としまして内部に分かれております。例えば、電力移出県等交付金相当分というのが、全国で281億円あるわけでありまして、それが原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当分というのがあります。これは伊方町のみで出ておるところでございます。そういうお金があります。そういうところから交付金のことを話してみますと、県内における交付金限度額というのが、電源立地対策のエリア内の交付金ということで、愛媛県で5億3,623万5,000円、伊方町で1億7,938万円、それで八幡浜市で4,484万5,000円出ております。この八幡浜市の分は、旧保内町地域の分を限定してということでありまして、八幡浜全体という対象ではないということをお願いしておるわけでございます。数字はそういうことだと思うわけですが、それとあわせて私どもが今回知事の発言でありましたとおり、その中で電力移出県等交付金相当部分というところで、知事も西予市あるいは八幡浜・大洲等々についても言及をいただいたというところでありまして、これについては、私どもも知事の発言を重要視しながら今後県のほうにもお願いするし、知事は県のほうから国に対してもお願いをされたという経緯があるところでございます。

もう一つの場所の限定の原子力発電施設等立地地域は、これは伊方だけでございますので、今の制度上ではどうしようもないというのが現実だと思っております。それ以外に先般のご質問のときには、電源地域振興促進事業費補助金、これがみかめ本館のときに2分の1をいただいて、その対象

地域として、みかめ本館の補助をいただいたというところだと前はお答えしましたが、そういう制度になっておるといこともひとつご理解をいただけたらと思っております。

もう一つ、6番目のご質問でありました、私が今愛媛県の市長会の会長職にあるのと先般の四国西南サミットのときの主催市として、会長職はもう八幡浜市に移りましたが、1年間会長職をやらせていただいて、1年間いろいろなところをつかさどらせていただきました。その関係もございましてのご質問だと思いますが、ともあれこの原子力発電所の問題については、一市町だけではなかなか解決できるものではありません。ご指摘のとおりでありまして、広域的な対応をするためにも八幡浜市長とも連携をしながら今いろいろ話をしておるところでございまして、八幡浜市も私どもの話には前向きに乗ってきていただいております。そういうことを受けまして、今後広域的な連携をしながらやっていきたいと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

(6番小野正昭君「時間ないですか。時間、もう過ぎました」と呼ぶ)

○議長 終わりました。

この際、質問者に申し上げます。

再質問は3回と定め、また10分と定めておりますので、そのことを十分心得て質問をしていただきたいと思いますと思っております。

次に、22番大竹忠盛君。

○22番大竹忠盛君 通告に基づきまして一般質問を行いたいと思いますが、大震災の関係では、小野議員の質問と多少重複する点があるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

あの震災からあすでちょうど3カ月目になります。いまだに収束のめどが立っていない福島原発、遅々として進まない瓦れき処理、長引く避難生活の政府の対応のおくれや目に見えない放射線物質におびえてその恐怖と闘っておいでになる住民の方がお話しになったことを紹介しておきたいと思っております。

その住民の方は、今回の教訓を原発立地地区ではぜひ生かしてほしいと、それがなければ被災を受けた私どもは浮かばれないと、こんな発言をされておりましたし、さらに専門家は、今回の初動のおくれは人災でもあると、このようにお話をさ

れておりました。

さて、今回の私の質問は、あの未曾有の大震災では、2万5,000人を超えるという命が奪われましたし、いまだ8,000人以上の方が行方不明になっておるとい状況でございます。

一方、津波によります多くの家屋が失われ、その上に福島原発事故による避難はいつまで続くか、先が見えない状況であります。

一方、産業の柱である沿岸部の中小企業、農業や漁業も壊滅的な状況にあることはご案内のとおりであります。被災されました多くの方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を祈るものでございます。西予市でも社会福祉協議会を中心に多くの義援金が寄せられ、震災直後から救援活動に消防職員、保健師、看護師などの職員を派遣されたと伺っています。関係職員の方々のご労苦にも敬意を表したいと思います。

また、多くの義援金をお寄せいただきました市民の皆様にも感謝を申し上げたいと思っております。

さて、東日本大震災の福島県とは温度差はあるものの、西予市におきましても、次に上げます3点については共通する危険性があると考えられます。

まず、第1点として、いつ起こるか心配されます南海地震、小野議員の質問にもありましたようにマグニチュードは8.4、今後30年以内で起こるだろうという確率は60%ということのようでございます。このような大地震が起きると生活道路があちこちが寸断されることが想定されます。

さらに、100万トンの関地池を初め、市内には多くのため池があり、合併後、中山間地地域総合事業などで多くのため池が改修はされましたが、なおこれら一部のため池には崩壊の危険性があるのではないかと思いますのであります。5月14日の新聞報道で、福島県深川市のかんがい用ダムが決壊、7人の方がお亡くなりになり、1人が今なお行方不明と聞いております。その中で、亡くなられた女子中学生は、実に40キロ以上離れた下流の川から遺体で見つかったとあります。田畑は90ヘクタールが被害に遭い、多くの田んぼが作付を見直すとあります。想定でしかありませんが、現地ではほかにも多くのため池が被災しているのではないかと推計をいたします。そのほか、震災が発生すると命を守る源であります飲料水がどうなるのか、農集や公共下水は、予想すらつき

にくい現状であろうと考えます。まず、これらから推定される現状からして、地震対策に市としてどう対応をされるのか、理事者の所見をお伺いをいたします。

第2点は、ご承知のとおり、今回の震災で最も多くのとうとい命が奪われたのが津波であります。三瓶・明浜では、今までの津波防災対策を抜本的に見直す必要があるのではないかと思うのであります。特にハード・ソフト両面からの再検証が必要であると思います。

一方、国、県に対しても、三瓶から明浜を通ずる命の道であると言えますと思いますが、いわゆる国道378号線のさらなる早期改修を積極的に要望すべきではないかと思うのであります。今後の安全対策のために市が当然計画されるであろうハード事業の助成措置も要望しなければならないと思います。市として当面できる避難路確保等、地元住民の方々と協働でその対策を早急に立てるべきだと考えます。津波に対して市としての対策はどのように考えられているか、お伺いをいたします。

一方、市民の皆さんによる自主防災組織活動も積極的な活動が展開されると伺っていますが、今回の震災を教訓にハザードマップや組織活動のあり方についても再チェックが必要だと思われるが、その対応についてもお伺いをいたします。

第3点は、原発の対応であります。

原発の安全神話は過去の話となりました。四国で唯一の原子力発電所立地に近い西予市であり、私自身原発については素人でありますので、マスコミの情報からの推察にすぎないかもしれませんが、伊方原発沖には巨大な活断層がある中央構造線が走っておりと報じられています。それだけに過去の想定に縛られないさらなる安全対策の検討とこれら対策の早期実現を四国電力に求めていかなければなりません。1つには、揺れに対する対策で、伊方では570ガルという震動の基準値で設計をされていると聞いています。基準の見直しが当然必要ではないかと推測されます。福島の教訓を生かし再検討を要求すべきだと思いますが、理事者の所見をお伺いいたします。

また、今回の問題の大きな要因の一つ、津波の影響によるディーゼル発電機が停止し、すべての電源が使えなくなったため燃料を冷やす機能を失ったことが上げられています。四電でも自動車用自家発電を用意されているようですが、不十分ではないかと思うのであります。現に福島で

は、電源車が翌12日には69台になったが、使用されなかったと報道されています。

さらに、風向の関係でしょうか、30キロ以上離れた飯館村は、5月末には全村避難とありますが、畜産農家は牛を残しては離れられない、今でも現地にとどまっていると伺っています。これらのことからして、四国電力の抜本的な安全対策が確保されてこそ、西予市民の安心・安全が保たれ、当市の基幹産業でもあります農業、漁業が安心して営まれるためにも、四国電力に対しさらなる二重、三重の安全対策の検討とその実施を強く求めていくべきであると考えますが、理事者の所見をお伺いをいたします。

次に、やる気を起こす意識改革についてお尋ねをいたします。

地方公務員法第30条によると、すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならないと定められています。私も職員OBであり、常に職員の皆さんの執務態度は理解をしておるつもりであります。特に行政改革等に対する取り組みの意欲は評価をいたしておりますが、いま一つ何か迫力に欠けているようにも感じてなりません。その一つには、従来からの慣習を受け継ぎ、新しい改革には手をつけないという風潮から脱し切れないところにもあるのかなど、そんな思いを持っております。ちょっと古い話で申しわけありませんが、私が現職のときある上司が、幹部職員はもっと知恵を出せ、知恵を出さない者を汗を出せ、知恵も汗も出ない者は辞表を出せというこんな叱責をされたことを今思い起こしております。当然時代が変わっておりますので、このことを求めるわけではありません。西予市のシンボル新庁舎が見事に完成し、市民の安心・安全を守るための礎が築かれました。これからはさらなる西予の発展のために新庁舎に行政改革という魂を新たによみがえさせるための出発点とすべきであると思います。議員といたしましても、新議場を契機にさらに研さんに努めなければならないと気持ちを新たにしているところであります。職員の人材教育は理事者の役割ですが、議員と職員が一定の緊張感と連帯感を持って西予の活力あるまちづくりを目指したいとも考えております。このような厳しい財政状況であるときこそ、新たな機転で集中と変革が必要ではないかと思ひます。そのためには、職員の皆さんのなお一層の意識改革が求められると思ひますが、理事

者はこれらの意識改革についてどのように考えられているのか、ご所見をお伺いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 市長。

○三好市長 それでは、大竹議員の第2の質問でありますやる気を起こす意識改革についてについて私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

地方分権・地域主権の時代を迎えまして、全国の地方自治体職員がどのように政策を立案して執行をして運営していくかによって、その地域が大きく変わってくるということになってまいりました。本市におきましても、前例主義にとらわれず、どうすれば住民の皆様の求める行政サービスを提供できるかを考え、またその使命を果たせる職員の育成が大変重要なことと考えております。このため地方公務員法の規定に基づきまして職員の資質の向上を図り、行政の変革に対応できる職員の育成を目的として西予市職員研究計画を策定いたしまして実施をしているところでございます。

内容につきましては、西予市職員の研修規定に基づきまして一般研修、派遣研修、職場研修、自主研修の4体系により推進しております。

一般研修では、自治的なテーマを取り上げまして政策課題への解決、方策等を学ばせておるところでございます。

派遣研修でございますけれども、今県のほうでは、中村知事が市町村との交流人事特に打ち出しておりまして、私どもの西予市も県の東京事務所やあるいは県庁等に職員を派遣をいたして交流人事を積極的に、以前から増してやっておるところでございます。県内外の自治体職員との交流、相互啓発を通じまして、職場に関する情報収集を行っておるところでございます。また、県外実務研修の参加は原則公募としておりまして、職員の積極性、やる気を尊重しております。

そのほか職場研修、自主研修等も取り入れまして意識向上と自学意欲の高揚を図っているところでございます。このたびの新庁舎が市政運営の拠点として、また市民に親しまれ、愛される市役所となるためにも、職員が日々新たな心構えで業務に当たるよう今後も引き続き研修、育成を努めてまいりたいと存じます。

なお、今回の東日本大震災において被災された自治体から、全国市長会や愛媛県を通じまして継続的に応援・支援要請が参っております。私のほうからは職員にボランティア休暇を利用して被災地に行くことの希望調査をいたしましたところ、53名の職員が手を上げてくれました。予想外非常に多く驚いておるところでございますが、職員として非常に高いモチベーションを持ち始めたことのように私自身は認識をしておるところでございます。現在、行政機能の維持を目的とした一般職員等の応援要請と移行している段階でありますけれども、今後西予市としましても積極的に被災地等に職員を派遣するよう計画をしておるところでございます。これらの被災地における支援業務や体験を通じましても職員としての公務員としての意識改革を図っていきたくと存じます。ぜひご理解を賜りますとともに、今後とも職員に対するご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 大竹議員1番目の質問、東日本大震災から学ぶ行政対応についての第1点目、市内大小292カ所あるため池、下水道及び水道について市としての地震対策の対応についてお答えをいたします。

初めに、ため池につきましては、従来一般的な盛り土は、のり面勾配、盛り土材料、締め固め管理地などを規定することにより構築されるため、耐震設計は行われておらず、先人たちの経験的に確保されてきた実績と盛り土が保有している耐震性の的確に評価できる設計方法がないこともあり、ほとんど実施されていませんでした。現在進めております農業用ため池改修は、国の指針に基づき設計時の安定計算、これは円弧滑り計算でございますが、安全率1.2以上で設計されております。これは平成7年の阪神・淡路大震災におきまして、この方法を用いて設計されたフィルダム、土でできたダムでございますが、被災していないことから採用されているもので、市内10カ所のため池が改修済みで、今後改修予定箇所は14カ所を実施することにしております。現在は震度4以上の地震時には堤高が15メートル以上のため池、震度5弱以上の地震時には、堤高が10メートル以上、貯水量が10万トン以上のため池は、24時間以内に点検することになっており、

早急な状況の把握及び被害拡大防止に努めておるところでございます。基本的にため池の管理、保全につきましては、受益者が対応している現状でありまして、日ごろからため池管理者によって堤体の草刈りを行い、堤体の変状、漏水状況の確認を行っているところでございます。今後もため池の状況把握に努め、適正な管理をお願いしていきたいと考えております。

次に、ライフラインの下水道及び上水道の地震対策についてであります。下水道の処理施設、管路施設につきましては、阪神・淡路大震災の教訓を生かして改定されました平成9年の下水道耐震設計基準で設計されており、地中に埋設する構造物が多いため、土質試験を行い、液状化が起こり得る可能性があるかどうかを設計で検討しております。野村浄化センターは、砂れき、風化粘板岩で構成されており、液状化の起こらない土質となっております。

また、宇和浄化センターは、地表から5メートルが砂層及び粘土まじり砂れき層となっており、液状化のおそれも考えられるため、基礎くいでお応えしております。

管路施設につきましては、広範囲にわたり条件は異なりますけれども、総体的に砂れき層が多く、盛り土の締め固め、度合い及び盛り土材料によって液状化対策が可能と判断しております。

次に、所管外ではありますが、上水道につきましてあわせて答弁をさせていただきます。

上水道は生活に不可欠なものであり、平常時の給水はもとより、大地震、渇水等の自然災害や事故などの非常時におきましても、市民を守るライフラインとして最小限の水の確保が求められており、基幹施設の耐震化が重要な課題となっております。昨年の12月に公表されました全国の水道施設の耐震化状況調査結果では、本県14.7%、全国で45番目の低い整備率でありました。市内の水道施設の耐震化率は、管路施設5%、浄水場19.4%、配水池16.6%となっております。20市町の9位でありました。水道水安定供給のため、施設及び管路の耐震化を図っていく必要があります。今後震災等の危機に対応するための組織体制や緊急性を要する業務を円滑に対応するため、水道事業危機管理マニュアル等の整備を図ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 津波対策と自主防災組織についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

一番最初の小野議員さんの市長答弁と若干重複する部分もあろうかと思いますが、ご了解いただきたいと思います。

ご案内のように明浜町では、もう既に海岸部全域で一時避難場所の選定が終了いたしておりますが、三瓶町でも23年度中、支所が中心になって地域啓発活動をしておりますので、全域で津波一時避難場所を選定することができるかと思います。終了後、全地域におきまして津波ハザードマップを作成し、全戸に配布いたしまして津波一時避難場所の周知徹底を図る予定でございます。明浜町では、既に配布いたしております西予市防災マップの中で津波一時避難場所についても掲載しておりますが、今回の東日本大震災を受けまして、地域住民の皆様の中からも見直し等に関するご意見が出ております。ですから、地域の意見も踏まえた上で十分これから検証をした上で津波ハザードマップの作成を行う予定でございます。

各地域の避難経路につきましては、住民の皆様が検証されながら設定を進めておりますが、全体的に地域性がありまして、狭くて家屋の崩壊や夜間の利用などで若干安全上の問題もあろうかと思っております。このため地域と連携いたしまして、まず現状の把握、確認を行いますとともに、必要な箇所については、複数経路の設定、避難路の整備等の安全対策を講じてまいりたいと考えております。

国道378号につきましては、三瓶・明浜地域の幹線道路であり、地域外とつながる唯一の使用道路として災害時に重要な役割を有しております。このため本路線の改良整備につきましては、毎年愛媛県に要望を行っているところでございます。現在は明浜地区で俵津バイパス、三瓶地区で部分改良が進行中でございますけれども、引き続き継続的に事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織についてでございますが、現在市内には66地区の自主防災組織が結成され、組織率でいうと97.4%でございます。地域におけるリーダーの育成につきましては、自主防災組織リーダー研修会というのがございますが、愛媛県防災インストラクター養成講座、こういうのもありますが、積極的に参加いただいております。

ります。平成23年度から3年間、愛媛県による防災士養成講座というものも開かれます。自主防災組織に直接かかわっておられる皆様にもぜひこの講座の受講をされますよう呼びかけて、地域の防災リーダーの育成を図ってまいりますとともに、自主防災組織の活性化にもつなげていきたいと考えております。

また、東日本大震災におきましては、各地からの避難に関する相談や訓練・指導の要請が多く寄せられておりますので、危機管理室や消防本部、各支所総務課等が連携協力して、こうした地域からの要請にこたえてまいりたいと思います。

次に、3点目の原子力への対応についてお答えいたします。

今回の福島第一原子力発電所事故に関しまして、近隣に伊方原子力発電所が立地するという本市といたしましては、津波・地震の対策が緊急かつ重要な問題であるという考え方は同様でございます。四国電力の説明によりますと、過去の地震や敷地周辺の活断層、地質につきましては、最新の技術を用いて詳細な調査を行い、発電所に最も影響が大きい地震といたしましては、敷地全面の海域の活断層、長さが54キロもあるようでございますが、敷地全面の海域の断層群による地震を想定しておるようでございます。この断層群の地震の規模としては、マグニチュード7.8程度を想定しており、この地震動にさらに余裕を持たせた上で最大化速度、先ほどのご質問にもありましたが570ガルと設定しておるようでございます。この地震動に関しましても、1から3号機のすべて安全対策が確保されているという説明でございました。ちなみに暫定値でございますが、福島第一原子力発電所2号機においては550ガルが計測された。安全上の想定値は600ガル、女川では保安確認用地震計で567が確認されているようです。これも基準値580を女川は想定しておったようですが、範囲内でおさまっている。いずれにしたって570、大きなガルを記録しておるのが事実でございます。

東南海・南海それから東海、この3連動を想定した場合、最大でマグニチュード8という数字が想定されておりますが、先ほどの全面の海域と違いまして、伊予灘の震源と異なりまして、比較的それに比べると震源域が遠距離となるという影響もございまして、最大加速は94ガル、仮にマグニチュード9相当で起こった場合でも、最大加速は190ガル程度であるという説明をいただい

ております。専門的な問題で地震学承知いたしておりますので、四国電力さんからはこういう説明があったということでございました。

しかし、今回の大地震を踏まえますと、想定を超えたさまざまな角度からの安全確認が必要でございまして、四国電力さんに対しては、今後もより詳細な説明と情報公開を求めてまいりたいと思います。

さらに、今回の地震を受けて国の検証結果や安全基準の見直し等が出てくるかと思いますが、その必要な評価の見直しや検証、安全確保につきましても早急に対応いただくよう強く要望していく所存でございます。

次に、原子炉施設の冷却機能の問題でございます。

伊方原子力発電所の津波評価では、敷地全面の海域の活断層の地震と東南海・南海地震を想定して敷地全面海域の活断層の地震による高さ2.6メートルの津波が敷地の最大規模の影響に与える津波であるというふうに評価をされております。伊予灘でございますので、水深が浅いということで最大でも2.6であろうという想定でございます。仮にこれが満潮時に発生した場合でも最高潮位は海拔4.3メートルということでございまして、現在の敷地が10メートル、標高が、高さがございまして、冠水することはないだろうという評価でございます。

また、伊方原子力発電所では、東日本大震災に伴う津波被害が想定を大きく上回ったことをかんがみて、現時点におきまして大容量の電源車の配備や新たな配電線の敷設、建物入り口内へ海水が入らないようなシール加工等の対策が講じられているところでございます。今回の大地震に伴う津波・原発事故に関する詳細評価とその対策等につきましては、現在も国や国の関係機関において専門的観点から検証が進められており、その状況も把握しながら、四国電力に対しましてもさらなる安全対策の検討並びにその実施を強く求めていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 22番大竹君。

○22番大竹忠盛君 関連で一、二点お伺いをしておきたいと思ひます。

特に職員研修では、市長のほうからもお話がありました、非常に職員のモチベーションは高い

ということを書いて安心していただきましたし、特に今回の震災ボランティアでは53名の方が行ってもいいよと、このようなことのできまいますので、非常に私も安心しておりますが、さらに理事者で十分その辺を配慮いただきたい、このように思っております。

今回の質問で大震災の教訓をということにいたしておりますので、教育委員会のほうに1点だけ、テレビの事例を挙げて見解を伺いたいと思います。

5月末のテレビに放映されました2つの事例でございますが、1つは、海岸部から4キロほど離れた小学校、近くに高台があって学校そのものが避難場所に指定をされておったと、そういう安心感もあったのでしょうか、生徒・職員校庭に集めて今後の対応策についていろいろ話し合っていたところに津波が襲来したと。ほとんどの職員と生徒が亡くなってしまったと、このように報じられております。

一方、岩手県のこれは野田村の保育園の事例でございますが、保育園の近くに3階建てのビルがあって、村の指定はそのビルが避難場所に指定をされておったということですが、園は独自で日ごろから地震が起きたら、とにかく津波が来ようが来なかろうがすぐに遠くの高台へ避難すると、このような訓練を何回とも繰り返して、ルートも事前に何カ所か設定して車の少ないところを選ぶ、そのようなことで今回の地震も、乳児は背中に職員が背負って、職員の車総出で、全園児を3キロ以上離れた高台に、地震が起きて10分間で避難をしたと、こういう報道がなされておりました。津波が来る30分前には避難を完了したというこの教訓が一方であります。一方は残念ながら、学校は遠くに離れたという状況もあったのでしょうか。ほとんどの職員と児童が亡くなったという不幸なことをテレビで放映いたしておりましたので、教育部長、このことについて教育委員会としての所見をお伺いをいたしたいと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 お答えいたしたいと思います。

東日本大震災の教訓は、防災計画や危機管理、日ごろの避難訓練など、本当に周到な準備の大切さを改めて思い知らされたところでございます。西予市には市内31の小・中学校がございます。

すべての学校の教育計画の中で防災計画が乗せられております。

また、すべての学校で各種災害を想定した避難訓練を実施しております。そして命の安全を守るための訓練を行っております。特に津波に対しましては、自分で自分の身を守るための知識として、高台へ避難することの大切さを日ごろから指導しております。そのほか教職員の危機管理能力の向上のためには、研修会へ積極的に参加をしたり、また校内で研修の機会を設けたりして危機管理能力の向上を目指しております。現在、南予教育事務所と西予市の教育委員会合同で、市内の各小・中学校を訪問しているところでございます。その際に、今回の教訓を生かして、すべての教職員に危機管理能力の向上と地域防災計画との整合性を保ち、より具体的で実地的な災害マニュアルへの見直しについての指導を行って、現在その対応を行っていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 暫時休息をいたします。10分間休息します。（休憩 午前10時27分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時39分）

次に、17番酒井宇之吉君。

17番酒井君。

○17番酒井宇之吉君 先般、先日長年積み立てておりました同級会の旅行に日光東照宮のほうへ行ってまいりました。そのときにそこのお土産屋さんの店主が、例年の50%しか観光客が来ないという話でした。それから、その近くの温泉へ行って同級生が騒いだわけですが、そのときにも4割ということで、近隣のホテルは閉まっているホテルがそこそこありました。非常に東日本震災の影響が私たちが思っている以上に、別な影響がいろんなところで波及しておると、そういうように感じながら帰ってきました。本当に今回東日本震災につきましては、これからの西予市がどうあるべきかという教訓をこれからみんなで考えていかなければならない、そういうように思っております。

通告いたしております3点につきまして質問をさせていただきます。

成年後見制度について、認知症高齢者は今後30年で400万人に達すると言われております。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などで判断力が不十分な人々に対して後見人が保護・支援して権利を守る制度であります。アルツハイマーとかそういうものが該当いたします。後見人には財産管理のほか、各種契約時の代理権や取り消し権が与えられておりますが、現在西予市では家庭裁判所が後見人を選任する法定後見人、また元気なうちに本人が選んでおく任意後見人があります。西予市におきましては、何人ほど今現在おられるのでしょうか。

現実、後見人はどのような活動をするのでありましょうか。

成年後見制度の普及を図るため、市町村ごとに後見実施機関を設置することが求められております。市内の認知症・知的障害・精神障害者で対応の人数は把握しておられますか、お尋ねをいたします。65歳になりまして私もいつそのような状態になるやらもわかりませんので、お尋ねをしておきます。何を鉛筆の、眼鏡の置き忘れ、そしてかけてる眼鏡がぽっと——トイレへ行って、台所へ行って、あっ何とりに来たのかなというような症状が少しずつ年をとってくると出てまいっておりますので、念入りにご説明願ったらと思います。

2番目でございますが、金婚の節目を表してはいかがでしょうか。

結婚50年、金婚を迎えられた夫妻に本当におめでとうございます、これまでの人生の数多くの喜怒哀楽を経験されてきたことでしょう。これからともに助け合って長生きしてください。2人で50年の歳月を歩いてきた節目として金婚のお祝いがあればと考えます。結婚の晩婚化、結婚しない若者たち、最近の高離婚率、5年間で30%を超えとか、こういう話もございます。社会背景を考えますと、2人の努力は何らかの形で表すべきであろうと考えております。先般、老人クラブの総会に出席し、公的なお祝いの言葉はないものだろうかという意見が出され、個人情報保護の問題もありましょう、しかし老人クラブ等の推薦で市長からの表彰だけでも考えられないでしょうかというご意見が出ました。今回の東日本大震災による日本人の社会思想に変化が生じてきていると思うのは、私だけでありましょうか。家族とは、そして地域のコミュニティとは、そして夫婦とは、いろんなことがこの震災の中で社会の考え方が少しずつ日本人のいろんなことの中で考えさせられている状況の中で、金婚の節目を表して

人間のコミュニティだとか、夫婦とか、そういう考える時間がお互いが考えてみるような時間が欲しいなと思ってこういう質問をいたします。

3番目でございますが、今回いろんな俵津地区の区民大会、そして狩浜地区の3カ所の総会へ行きますと、半分以上が大震災による質問でございました。特に原発の質問でございました。これにつきましては、東日本大震災が発生し、国、県、市も地域も、今までの防災計画を見直さなければならぬような状況にきているんじゃないかと思っております。先般、平成市議の会といいますのは、愛媛県の100人の議員が一つの勉強会をつくっております。そのときに知事のお話を聞きました。そしてそのときに、原発の我々の知らないこともお聞かせ願いました。津波については、上に乗ってる——先ほど産業部長もありましたけども、上に乗ってる水の量によって大きな津波が来るか、上に乗ってる水量によって違うということのようでございます。この地区は宝永に南海地震が1707年8.6の地震が来ております。また、安政に1854年南海地震がありまして8.4の地震が来ております。147年足しますと、大体もうそろそろ来るころだなというような危機意識を持って地域の人たちがみずから考える力が必要ではないかとかように思っております。西予市においても、西予市防災災害対策本部要綱、分厚くて読んでも読み切れない、ございます。そして災害対策本部組織編成表、防災職員初動マニュアル、防災マップなど非常時における防災計画が確立しております。残念ながら伊方原子力発電については、安全・安心の神話の中、防災計画は西予市にはございません。今回西予市も想定外的な災害に対しての対策が望まれております。先ほどより各議員の質問の中では重複するかもしれませんが、重複することにつきましては、お答え願えなくて結構でございます。ただ言えますのは、いろんな対応を考えなければなりません、しかし根幹にあるものは、住民一人一人がどうあるべきか、どう助け合えばいいのか、小さな単位でも命を守る防災計画ではないのでしょうか。幸いにして西予市では、特色ある西予づくり交付金を創設して、27の地域において準備検討会が始まっております。日本の縮図のような西予市では、27の地域それぞれが地形も気候も違います。また、地震・津波など発生時、夜なのか昼なのか、それで朝なのか、発生時によってまた避難方法も変わってまいります。これらのことを考え

ますと、27の地域づくり交付金をふやしてでも地域みずからが防災マップの素案をつくり、そして市全体のマップ、非常時での指令命令組織ができると考えますが、いかがでございましょうか。

下から地域地域の住民が防災意識を持ってその中から積み上げた形で防災計画を立てると、その単位は27の小学校校区、また必要があれば小さくしても結構だと思います。実を言いましたら、今回の見直しにつきまして非常に、私は俵津地区の人間でございまして。この自主防災、その以前にあります津波・地震対策委員会を立ち上げましたのは、中学校の校長でございました増田昭宏先生でございました。代表区長になりまして、平成17年これはやらなければだめだということで、平成17年から立ち上げていただいて、そして現在に至っております。積み上げた回数、避難訓練が6回、大体そのときの避難が53.6%から68%ぐらいの避難訓練の参加率でございまして。そして、これが6回でございまして。そして、その中で反省評価表とかしまして、避難場所もこれではだめだということを繰り返しながら6回やります。そしてその後で、またチリ地震については11.53%避難、俵津区民1,300少しでございまして、東日本が22.81%でございまして。この中で言えますのは、やはり自助、みずからの命はみずからが守る、これが一番最初、2番目には共助、地域の人たちがお互いをどうして助け合うかということでございまして。自助につきましては、いろんなものを持って、何を持っていったらいいか、いろんなことの東日本の中でいろんなテーマが出ておりますけれども、これからは共助、これは地域の人たちがどういうようにするかということでございまして。これにつきましては、俵津地区では、こうして個人保護はございますけれども、情報保護ありますけれども、避難名簿につきましてこのように、まず車いすの要る人とか、そして自分の力で歩けない人とか、助けたら何とか歩いて避難場所まで行けるとか、そういう人を全部小学生とか、そういうものを振り分けましてつくっているものでございまして。こういう形の中で最後にきますのが公助でございまして。これはこれからが地方自治体とか公的な機関がインフラ整備とか水道、道路、避難場所の設置、そういうものをつくっていくんであると思います。実を言いましたら、明浜町のこれは防災マップができております。きょうは区長さん来られておりますけれども、この下で書いておりますのは、明浜町の防災

マップです、これは。西予市明浜地区防災マップ、そしてこちらにありますのが、俵津地区地震・津波対策委員会の地震だ、津波だ、あなたはこうするという防災マップでございまして。こういうものを一つ一つつくり上げて、そして地域の人たちが助け合っていく、下からこういう自分の自助の——災害が来たときはみずからはどうあるべきかということから始まって、そしてやるのが本当ではないかと思っております。幸いにして今回西予市では27の地域づくり交付金があります。できましたらこのようなものを利用して、地域の人が防災に対する意識を高める意味でも、どこの地区でもやっていただきたい。非常に地震・津波ということが今論点が非常に高くなっておりますけれども、現実には城川・野村・宇和、大きな地震が来ましたら、道の問題、孤立した集落、そういうものを想定しながらやられたらいかがでしょうか。幸いにして俵津地区は、愛媛大学の防災センターの教授たちが来て、先ほどの答弁にありましたように、そこがいけなかったときにはこういように逃げると、そういうものもでき上がっているようでございまして。そのような形の防災、下からの防災計画をつくって、それから指揮命令系統を立ち上げるとそのような計画を考えていただきたいと思いますが、理事者の答弁をお願い申し上げます。重複する点につきましては、答弁省略していただいて結構でございまして。それにて質問を一時中断させていただきます。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 それでは、1点目の成年後見制度についてお答えをいたします。

成年後見制度には、議員が述べられましたとおり、本人の判断能力があるうちにあらかじめ代理人を選ぶ任意後見制度と家庭裁判所への審判の申し立てにより後見人を選任する法定後見制度の大きく2つの制度がございまして。

まず、後見人の具体的な活動、役割についてでございますが、大きな役割として財産管理と財産に関する法律行為、それから身体監護に関する行為等が上げられ、具体的には本人にかかわって預金通帳の管理、介護サービスの利用や施設への入所等の契約を結ぶなどして本人が日常生活に困らないように保護・支援を行うものであります。

質問のございました西予市における家庭裁判所が選任した法定後見人の数及び任意後見人の数で

ございますが、当市におきましては、成年被後見人、いわゆる後見人が必要とされた方の数ですけれども、おおむね30名程度おられるのではないかと思います。ただし、法定後見人及び任意後見人の数については、裁判所からの通知からは判断ができませんので、把握できておりません。

続いて、市内の認知症・知的障害・精神障害対応の必要な方の人数でございますが、具体的な数の取得が困難なため概数となりますが、認知症の方が1,900人、知的障害と精神障害の方を合わせて1,000人、総数で約2,900人程度おられるのではないかというふうに認識をいたしております。この中で成年後見制度の対応が必要な人数ということになりますと、それぞれ在宅であったり、施設に入所されていたりという、おのおのが置かれている環境が違い、また世帯、家族、親類に至るまでの状況、さらには経済状態等が各人各様であり、正確な人数の把握は困難ではないかというふうに認識をいたしております。その上で成年後見制度の普及を図るため、市としての組織体制づくりでございますが、現在のところ高齢福祉課と地域介護支援センターが連携し、市民からの相談等に対しケース・バイ・ケースで対応をしているところでありまして、積極的な普及体制は今のところできておりません。今年3月には、議員ご指摘のとおり、成年後見制度の普及に向けて市町村ごとに後見実施機関の設置を求める報告書が厚生労働省の研究会から発表されたところであります。その報告書の中には、家族のいない人の保護を念頭に、行政などの審査を通じ、適切な市民後見人を育成する仕組みも構想にあるようでございます。市としましても、国の報告書を踏まえ、今後は市民のニーズ、時代の要請に応じた組織体制づくりの構築に努め、認知症や知的障害、精神障害を持たれた方も安心して生活できる社会づくりの実現に向けまして努力をしてまいりたいというふうに存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 続きまして、金婚の節目を表してはどうかについてお答えをいたします。

まず、本題に入る前に、市といたしましての金婚式の取り扱いの経緯につきましてご説明を申し上げます。

結婚50周年を祝う金婚式の表彰につきまして

は、合併前の旧町時代において、旧宇和町を除く4町で実施をされておりました。その後5町の合併協議を経て、平成16年度においては、敬老事業の一つとして、夫婦一組に対して1万円相当の記念品をお贈りいたしておりましたが、平成17年度における敬老事業全般の見直しを図る中で金婚式の表彰が廃止された経緯がございます。もともと金婚式の趣旨につきましては、子供や孫が中心となり、長い道のりをともに歩んでこられた父母や祖父母の健康を盛大に祝うとともに、長年のご苦勞に感謝の気持ちを伝えるものとされており、夫婦間あるいは家族内で祝うものであることも金婚式の廃止に至った背景にあるのではないかと理解をいたしております。

そこで、ご意見のありました金婚の節目を表してはどうか、具体的には金婚夫婦に対する市長からの表彰状の授与、せめて表彰状だけでもというご意見でございます。市といたしましては、表彰状を贈呈すること、言い換えれば、市が金婚式をお祝いすることについては、現代の結婚の形態に対する世論やプライバシー等の問題もあり、慎重な判断を要すると考えております。

しかしながら、議員が提案されております老人クラブ等からの推薦、または本人からの申し出制度などを具体的に検討、研究し、婚姻関係の客観的な事実や本人の意思確認の把握が可能であれば、金婚式に表彰状を贈呈することについては関係課で協議し、前向きに取り組みたいと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 ご質問の地域づくりで防災マップ及び防災計画の新たな作成等の質問についてお答えするわけですが、まず先駆的な取り組みで西予市全体をリードしていただいている俵津地区の自主防災活動に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

それでは、地域防災計画に基づく地域防災体制の整備でございますが、現在国の中央防災会議におきまして、東北地方・太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会というものが設置されておりまして、今週を目途に取りまとめが行われているところでございます。その後防災基本計画の見直しがあり、修正が行われるということでございます。特に今回の地震では、津波

被害が甚大であったこと、被災地域が広大で中・長期的な災害対策の必要性が求められているということ等、大きな問題点として上げられており、西予市におきましても、こうした国の検討状況や防災計画の見直し状況を把握しながら市としての防災体制の緊急点検をあわせて行い、地域防災計画の見直し、改定の作業を進めてまいりたいと思っております。

次に、西予地域づくり交付金による防災マップの作成についてのご質問でございますが、西予地域づくりの交付金は、自分たちの地域は自分たちの手であるというのが基本理念の交付金でございます。今年度生まれたばかりの交付金でございます。個性豊かで活力に満ちた地域づくりを行ってほしい、推進してほしいという目的で新設されたものでございます。ということでございますので、地域が優先的に必要ということであれば、基本的に使い方、使途を制限いたしておりませんので、この交付金を地域の防災計画あるいは避難体制についての検討・協議に使用していただき、活用していただくということは、私どもが期待しておりますことでもございます。地域の自主的な検討の中で、現在の地域づくりの交付金の一部を防災マップの作成など地域防災対策に当てられるのが非常に地域の合意があれば非常に素晴らしいことではなかろうかと思っておりますので、十分なご議論をいただきますようお願い申し上げたいと思います。

また、西予交付金の単位で防災計画をとという考え方も地域西予づくりの交付金が旧校区を対象にしております。避難についても当然——当然というっちゃおかしいですが、学校区単位の避難ということになるという想定であれば、非常にこの単位を防災計画の単位としては適当な単位じゃなかろうかなというふうに私自身も考えております。そういうこともございまして、この制度自体、できたてのほやほやと先ほども申し上げましたが、当面様子を見ながら育てていきたいとする西予市の交付金でございます。ですから、今年度の活動状況、地区の区長さんたちの意見を見ながら、伺いながら育てていく交付金でございますので、ぜひそういう問題にも活用していただき、また市のほうへ意見も申し述べていただけましたらありがたいと存じますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 17番酒井君。

○17番酒井宇之吉君 1点目の成年後見制度につきまして再度お尋ねしますが、厚生労働省の老人保健健康増進事業の研究会の報告書には、ポイントといたしまして、市町村が後見実施機関を設置・運営、社会福祉協議会や市民後見、NPOなどに委託、介護事業者らと連携し認知症高齢者の発見から後見の実施・支援までの関与、市民後見人を養成・登録、いろんなこういう方法がポイントとして上げられておりますが、実を言いましたら、非常に踏み込みにくい問題だろうと思いますけれども、非常に認知症、アルツハイマー等含めまして、これから高齢化の中でふえてくると思いますので、これからの対応をどのように考えておられるかを4点のポイントにつきまして、よろしければ答弁を願いたいと思います。

金婚式を表してはどうかという問題でございますけれども、この問題につきましては、老人クラブなんかとやはりしっかり評議をしていただきまして、やはり今の世相、離婚だとか少子化の問題もやはり離婚したり結婚が遅くなったり、結婚しない人が多かたりするわけでございますので、そのあたりも奨励的な意味も含めた形で何らかの方法で老人クラブともご相談していただきたい、かように思います。

そして、防災マップの件に触れましたけれども、これは具体的な話だけでございまして、新庁舎が建ちました。建ちましたが、新庁舎の5階に危機管理室がございます。危機管理室がいざというときには、その隣の大会議室が危機管理室のいろんな対応をするということをお聞きをいたしております。危機管理室が各地区の防災マップをつくる形の中で、危機管理室の職員が地域のほうへおりていって現状を把握して危機管理の対策をとれるような方法を考えられておるのか、この点をお尋ねします。

もう一点ございますのは、やはり防災っていうのは、先ほど申し上げましたけれども、日本の縮図のような西予市でございます。野村・城川それから宇和・明浜・三瓶、非常に現在は津波・地震の津波の問題が非常に大きく取り上げられておりますけれども、各総合支所の責任者の方々の危機管理意識をどのように持っておられるのか。それぞれ地区によって対応が違ってくると思いますので、そのあたりを総合支所長さんにお尋ねをしたいと思います。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 それでは、1点目の成年後見人制度の今後の市としての方向性というようなご質問だったかと思いますが、議員がおっしゃるとおり大変微妙なといえますか、いろんな問題を含んでおるようであります。実際にこの制度の立ち上げの本来の目的は、介護保険法ができたときに、みんながすべてが平等なサービスが受けられるようにというのが本来の趣旨であったようであります。

しかしながら、こういう状況の中では、先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、やっぱりそれぞれの方の家庭環境とかご家族の形とか経済状況とかによって後見人という法的な、そこまでしてする必要があるのかということが、特に西予地域の中では親戚の方がおられたり、地域の中でしっかり支え合える状況がある中では、ここまで法的に後見人まで設定するかということについてはなかなか抵抗があるようであるし、反面これをやってしまうと、別の意味で判断能力がないということを法的に決めてしまうということは、公民権もなくなるというような裏返しの様なこともあります。やはり従来どおり親戚の方とかご家族が一番ですけれども、地域の中でみんなが支え合っていくという形が、当面西予市というような地域の中では、一番そぐうのかなというのが正直私の今の感覚です。ただ、世の中大変厳しくなっていて、生命保険の払い出しとか銀行の預金払い出しについても本人が本人であるということを確認しない限り出さないとかというような状況もあったり、こういう必然性が起きた場合に、どうもこのような制度を使われる方が、やむを得ない方がおられるみたいであります。今後市としましても、そういった地域の皆さん方のことを十分把握して意見を聞きながら、社会福祉協議会等とも相談しながら進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 危機管理室の対応等についてのご質問でございました。

6階の広い会議室は、いわゆる通常は会議室に使っておりますが、災害が起こったときの災害対策本部の設置の場所になります。非常に大きいといっちゃおかしいですが、西予署にもし何かがあれば、西予署もあそこへ引っ越してまいって一緒

に災害対策本部を設置するというような使用方法が考えられております。

危機管理室ですが、現在3名で構成されております。各地域の計画でございますが、危機管理室3名のうち1名、それから各支所の防災担当者、消防職員と連携して要請があれば出ていって一緒に考えてまいりたい、計画づくりを考えてみたい、支援してまいりたいと思っております。

それとは別に危機管理室実員が3名でございますので、今回の大地震、原発事故等を考えますと、危機管理室の機能、職員構成等がこれでいいのかどうかという問題が惹起されてきたと思っております。でございますので、今年度時間をかける、時間もないといっちゃあれなんです、ある一定の時期までに結論を出して、危機管理のあり方、体制を含めて結論を出してまいりたいと、地元を支援できない危機管理であれば、ちょっと大変な問題もありますので、それを含めてどういう支援、どういう作業をするにはどういう人員体制が必要かという問題を整理してまとめてまいりたいという考えでおります。

以上でございます。

○議長 明浜支所長。

○平田明浜支所長 支所長としての意見ということで言われましたので、明浜支所から言わせていただきます。

明浜のほうにつきましては、例年防災・避難訓練等を各地区大体平均2回、3回やっていたいております。

また先般、6月5日日曜日、宮野浦地区におきまして、朝8時から9時まで193名の方が参加していただき、防災・避難訓練を行いました。その中で、いろいろ私もテレビ等で報道等で見ますと、想定外というのは頭にずっとあります。その中でやはりこれでいいのかということも自問自答しておりますし、本庁担当課とも今からいろいろ協議などいろいろして対応、また見直しのほうもしたいと考えております。

以上です。

○議長 野村支所長。

○河野野村支所長 野村支所でございます。

野村支所での対応でございますが、まず海のほうと違ひまして、中山間地域でございまして、大

地震が来ますと道路の崩壊またがけ崩れ、山津波というようなことが想定をされております。そういう中で、まずは避難場所、現在の避難場所、本当に現在のところでもいいのかというようなことの再検討、また野村町の場合は防災行政無線、これが28年余りたちまして、現在でも聞こえにくいといったような苦情も入っておるような状況でございまして、この辺におきましてのなるべく早い整備、あわせまして各機関と連携をとりながら、現在野村町におきましては、自主防災組織も100%の結成率でございまして。そういう中で避難訓練等の呼びかけ、またその実施というものを実際にやっていただくように進めていきながら、先ほど明浜の場合、俵津の防災マップ等もつくられておりますけれども、各自主防災組織単位での防災マップも必要ではないかというふうに考えております。そういうことを含めながら非常時に備え、地域の住民の皆さんが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございまして。

○議長 城川支所長。

○福原城川支所長 城川支所でございまして。

ただいまのご質問ですが、先ほど酒井議員がおっしゃられたように、地域には地域の固有の地形、いろんな生活様式というようなものがございまして、それなりの個別の対応が必要になってくる場合もあるかと思っております。我が城川には津波は想定しておりませんが、土砂災害あるいは道路の寸断による孤立化、そういうようなものも想定されます。その都度個別に対応していくその段取りが必要かと思いますが、それにつきましては、西予市のこれから防災計画の見直しにのっとりまして肅々と進めていきたいと思いますが、先日もそうすれば行政の立場として、我々は果たとえここで大地震が突発した場合に初動はどうすればいいかと、まず何をやればいいのかということを踏まえておく必要があるということを指示し、相談したわけですが、今後も反復してそういうことに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長 三瓶支所長。

○三好三瓶支所長 三瓶支所ですが、3月11日

の東日本大震災の未曾有の災害につきましては、大きな衝撃を持って受けとめております。これに対して我々支所の職員も早急な対応についてその必要性を痛感しているところでございます。先ほど来の一般質問の内容にもありましたけれども、対明浜地区と比較した場合に、三瓶地区の津波避難所の設置箇所数の少なさとか、そういった部分で少し引け目を感じているところでありますけれども、そういった反省点も踏まえまして、今我々が取り組んでいる現状をご報告したいと思っております。

まず、とりわけ津波対策の取り組みの状況についてお答えをしたいと思います。南海・東南海地震が発生した場合で、津波の影響を受けるだろうという地区が三瓶地区の行政区の数の中では、全19行政区のうち和泉鳴山地区の山間部の行政区において17行政区でございまして。これらの地区はすべて今現在自主防災組織は設立されております。三瓶地区では、昨年度安政の南海地震から想定しました最大津波高や到達時刻を参考にしまして、三瓶地区での津波到達予想区域を図示しました津波ハザードマップを作成いたしております。ただこれにつきましては、想定外の被害もあるかと思っておりますので、ある程度見直しは必要かと思っております。今年度につきましては、津波の影響を受ける地区でまだ一時津波避難場所や避難経路が定めてない地区を対象にしまして、この作成しました津波ハザードマップを使って、いわゆる災害上の図面上での訓練なんですけれども、そういった訓練をしまして、その訓練経過に基づきまして安全な一時避難場所と避難経路を定めまして現地調査の上、避難場所の現在の場所確認とあわせまして新たな津波避難マップを作成することといたしております。このマップにつきましては、先ほど来答弁書にもありましたように、印刷をしまして、明浜地区それから三瓶地区の各戸に配布する予定といたしております。

今後は津波一時避難場所の標識設置を進めまして、行政区や消防機関あるいは自主防災組織等の機関との定期的な訓練を呼びかけまして、平素からの非常時の災害時に備えることによりまして地域住民皆さんの安心・安全確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 17番酒井君。

○17番酒井宇之吉君 簡単に終わらせていただきますが、非常に地域のきずな、地域のコミュニティがこの震災を通して非常に大切になってきているように感じております。先般の俵津地区の自主防災の中に意見がありましたけれども、想定外の津波の現在の避難場所を10メートルから12メートルのところをどっかもう少し上げなければいけないんじゃないだろうかというような不安がございました。

もう一点ございましたのは、非常に三瓶地区も明浜地区もそうでございますけれども、10メートル以上のところに夜雨が降るときなんかは、現実避難、夜を過ごすところはございません。意見が出ましたのは、ミカン倉庫のほうを契約して借りたらどうだと、そういう話まで出てまいっております。そのあたりはこれから自助・共助・公助の中で、やはり行政がすべきところをまた手助けしていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長 次に、9番松島義幸君。

9番松島義幸君。

○9番松島義幸君 皆さん、こんにちは。

まず、私からも東日本このたびの災害に対して心よりお見舞いを申し上げたいと、このように思います。

新議長より質問の許可を得ましたので、2点ばかりさせていただきます。

ただいま地元大先輩の酒井先輩がやった後ですので、少しつらいところもあるんですが、一生懸命やりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

超高齢社会に向けた地域福祉及び地域産業対策の進め方について質問をいたします。

まず1点目に、超高齢社会対策について伺いたします。

高齢化社会とは、人口全体の中で65歳以上の高齢者が割合が高まっていく社会のことで、総務省は日本の高齢化率は、平成22年に23.1%と推計しております。今後さらに加速して高齢化社会が進行するものと思われれます。このような状況の中、西予市においては、平成23年3月末現在で、既に高齢化率は36.1%になっております。

また、人口の減少も加速しており、合併後の7年間で約3,900人減少しております。

しかし、世帯数は逆に約350世帯増加しており、核家族化が進んでいることがうかがえ、ひとり世帯が増加傾向にあると予測されております。特に私が住んでいる海岸部の明浜地区は、その傾向が顕著にあらわれており、人口3,869人のうち65歳以上の高齢者は1,737人を占め、高齢化率は45%に達しようとしております。

さらに、55歳以上の人口においては、実に62.3%を占めており、5歳以下人口は59名であり、10年後には驚異的な高齢化地域になると思われます。中でも明浜西地区においては、さらに進んで70%に達するところもあるのではないかと予測しております。私はこのような地域社会の到来に対して非常に憂慮しており、その対策を講じなければならないと考えております。現在、高齢者に対する介護サービスは、ホームヘルプサービスや福祉施設の利用等、具体的なサービスの多くは平成12年に導入された介護保険制度のもとで実施されておりますが、介護や支援を必要とする市民の割合は、制度の導入後、一貫して増加基調で推移しており、今後も増加することが見込まれております。介護保険制度の継続も課題として取り上げられるようになってきましたが、国や県、市の法律や制度によって高齢者が安心して生活できるような仕組みづくりが引き続きなされると思っております。

しかしながら、制度による対応も限界があると思っております。高齢化率が70%を超えるような超高齢化や核家族化が進行した地域社会では、独居生活が一般的となり、人の尊厳を傷つけるような悲惨な孤独死のニュースを耳にすることもあります。

また、老老介護でベッドから落ちた夫をベッドに持ち上げることができなくて、ただ見ているしかなかった夫婦の例もあります。

また、閉じこもりにならないように生きがいづくりや交流事業の推進も必要だと思っております。10年後には西予市全体も高齢化率が50%を超える可能性があり、大きな集落でも60、70%を超える地域が至るところに生まれてくることが予想されます。10年後の超高齢・核家族化地域社会に向けての地域福祉対策について、今後どのように進めていくのか、市長の考えを伺います。

それでは2点目に、超高齢・核家族化地域社会に向けてのかんきつ栽培農業対策について伺いたします。

このような高齢化の波は、海岸部の農業にも大きな影を落としております。海岸部の明浜・三瓶地区の農業は、かんきつ栽培の単作傾向で、価格が安値で推移しているため、農家経営は苦しい状況が続いております。経営基盤は脆弱で、生産設備の整備充実が難しいのが現状であります。必要不可欠な事業として取り組んだ南予用水事業の防除、かん水施設整備に伴う借入金の償還も農家にとっては大きな負担となっております。

また、施設の老朽化に進行し、年々修繕費が増大しており、高齢化の進んだ農家にとっては大変な重荷となっております。このようなことから後継者の育成も進まず、現在の経営者限りの農家が多く、地域農業にとって非常に厳しい状況にあります。10年後には高齢化の進行とともに農家人口も減少し、それに伴って経営耕地面積、出荷量も減少し、壊滅的な状況になるのではないかと危惧しております。

しかし、マイナス傾向の中にあって、東宇和農業協同組合が「生命（いのち）を育む東宇和“総合産地”構想」と題して、JAひがしうわ農業振興計画を平成22年6月に策定いたしました。環境に優しい物づくり、持続的な担い手づくり、魅力ある産地づくりの3づくり運動を提案しております。その中でかんきつ専業農家のモデル経営指標を200アール、いわゆる2町の経営面積で840万円の売上額を目標に掲げていました。希望の持てる指標だと思います。ぜひ達成していただきたいものであります。10年後の超高齢・核家族化地域社会に向けてのかんきつ栽培農業対策について今後どのように進めていくのか、市長のお考えを伺います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、松島議員の2点目の超高齢・核家族化地域社会に向けてのかんきつ栽培農業対策についてについてお答えをさせていただきます。

本市のかんきつ販売農家数は、平成17年で3,194戸でありましたが、平成22年には2,781戸となっております。411戸が減少しております。平成17年を基準とすれば13%の減少となっております。

また、平成17年と平成22年の年齢別農業就業者人口を比較した場合、平成17年の60歳以上の農業者人口が4,568人でありましたが、

平成22年には4,679人となっております。こちらのほうは111人増加をしております。このことは今後もかんきつ販売農家数の減少傾向が続くものと予想されますが、農業就労者数につきましては、逆に後継者がいない状況の中で就業者の高齢化が一層進行し、高齢農業者数が増加することを暗示をしております。近年のかんきつ栽培農家にとって隔年結果の影響やミカン消費の減退に加えて、中晩柑類の新品種の増加、販売時期の集中によりまして販売価格の低迷を助長して、大変苦しい農業経営が続いておるものと思っております。このような状況の中で、西予市では地域の農業構造の現状及びその見通しの下で、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように農業経営基盤強化の促進に関する基本方針構想を平成22年6月に策定しております。その中でおおむね10年後でございすけれども、農業経営の発展の目標を明らかにしまして、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとしております。具体的な経営の手法としましては、魅力ある農業を主要とする農業者が、地域における他産業従事者並びに生涯所得に相当する年間農業所得おおむね380万円、年間就労時間大体200時間程度の水準を実現できるものとしております。今後ミカンづくりで食べていける農業を確立していくためには、温暖な気候を利用した温州ミカンあるいは中晩柑類でありますポンカン、清見、サマーオレンジ等々を主体とした多品目経営を行いまして、園地あるいは園地の管理システム等々によりまして優良農地の選定をする、あるいは園地作業道の積極的な整備推進による省力化を持っていく、有機物の施用や適正施肥、あるいは農地の利用集積円滑事業を活用いたしまして農地の流動化を図ると、そして経営規模の拡大を実現していくというのが重要になるかと思っております。

先ほど議員の話がありました中で、防除、かんきつ施設の整備に関する借入金の償還でございすけれども、これは地元の要望を受けて私どもが手当てをしておるところでございまして、ご理解をいただいたらと思っております。

西予市としては、このような取り組みに対して積極的に支援を行っていく方針でございす。

農業生産物の販売ではございすけれども、既に明浜の事例では、JAひがしうわ管内だけで見ますと、60%以上が市場外流通となっております。そのような状況でございまして、多様な販売戦略を

こういうことを含めてやらなければならないとこのように思っておりますが、あわせて規格外につきまして、ジュース等販売するについてはグレードをアップする、あるいは特徴のあるネーミングで消費者の注目度を高めることも必要ではないかなとこのように思っておりますのでございます。

最後になりますけれども、高齢農業者に対しては、松島議員が紹介されましたＪＡひがしうわ農業振興計画の中で、人手不足で困っている農家に対してヘルパー等を派遣しまして営農支援をするアグリサポート事業の展開があります。西予市としまして、かんきつの摘果作業や収穫作業の営農支援を行うこの事業を後押ししまして、今後ますます増加が見込まれる高齢かんきつ栽培農家への支援を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 それでは、松島議員の１点目の超高齢社会対策についてのご質問にお答えをいたします。

西予市の高齢化率は議員ご指摘のとおり、平成２３年３月末現在で３６．１％と愛媛県の２０市町の中で第６位、市に限定しますと１位という状況にあります。一般的には６５歳以上の割合が７％を超えて高齢化社会、１４％を超えて高齢社会、２１％を超えると超高齢社会と表現をされております。本市の６５歳以上人口１万５，５０５人のうち、独居高齢者につきましては、３，９６３人と２５．５％を占めております。

また、高齢者のみの世帯数は、全世帯１万８，５７７世帯のうち６，９０５世帯と３７．１％を占めており、これからいたしますと、当市は超々高齢社会と認識しているところでございます。明浜地区に限定してみますと、全世帯１，７０６世帯のうち７５６世帯４４．３％とさらに高い状況にございます。公的制度いわゆる介護保険制度や高齢者福祉施策により高齢者が安心して生活できるよう努めておりますけれども、介護や支援が必要な方は年々増加をしており、特に介護保険制度におきましては、財源を含め、国において制度の見直しが行われているところでございます。

その重点分野につきましては、高齢者が市域で自立した生活が営まれるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組み

を進めておるものであります。その中で特に医療と介護の連携の強化、高齢者の住まいの整備、認知症対策の推進等が掲げられております。本市におきましては、先月高齢者のうち要介護者２００名、一般高齢者８００名の合計１，０００名を無作為に抽出いたしまして、日常生活の状況、健康、社会参加の状況等についてニーズ調査を実施し、７２８名の方から回答をいただいております。この結果を宇和・明浜地域、野村・城川地域、三瓶地域のそれぞれの日常生活圏域ごとで集計・分析し、平成２４年度からの第５期介護保険事業計画に反映させることとしており、制度上取り組める高齢者対策については、積極的に対応したいと考えております。

また、現在も高齢者の見守り対策につきましては、緊急通報体制整備事業、要援護者支援台帳の整備事業、民生児童委員による訪問事業、食の自立支援事業にあわせた健康状態の確認等に取り組んでおるところでございます。

生きがいくくり対策につきましても、孤立感の解消と介護予防の観点から生きがい活動支援事業や高齢者の生きがいと健康づくり推進事業等について取り組み、また地域の交流事業につきましても、地域住民グループ支援事業等に取り組んでおりますが、より一層の充実と各地域の状況を的確に把握し、効果的な事業の実施に努めてまいりたいと思っております。

しかし、制度の対応にも限界がありますので、自助すなわちみずからが主体的に生活課題を解決する力、家庭の持つ力を発揮していただくとともに、共助、地域コミュニティとしての主体的な取り組みに期待をしておるものでございます。

また、本市におきましては、地域づくり交付金事業、限界集落対策等にも積極的に取り組んでいただいておりますので、これらとも連動し、公的社会保障制度と融合させた対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 ９番松島君。

○９番松島義幸君 １点目の超高齢化社会対策、これは私は言葉は簡単ではあるが、今後西予市にとっては大きな問題であろうとこのように思っております。今回、平成２３年３月定例会で行政のほうから西予地域づくり交付金、これ７，５００万円ぐらいでしたか、これはやはりこういう超高

齢対策のまず足がかりにしようという考えであろうと、私はこういうふうにとっております。超高齢というのは、若者と子供がふえれば超高齢にはならないんです。答えは簡単なことではありますが、答えが簡単であってできないほど難しいものはない、これが私は世の中であらうとこのように思っております。私からは、今後この1点目に関しては、若者をふやす、子供をふやす、これに対しては、結婚すれば祝い金を100万円ほどやるとか、子供が1人できたら100万円ほどお祝いにやるとか、そういう民間的な発想も行政が今後考えていくことも必要ではなかろうかなとこのように思います。これに対しては、私は答弁は全く要りません。

2点目の農業対策について、私ちょっと産業建設部長にお伺いをいたします。

基本的に今西予市宇和町が頻繁にやっております農業集落排水です。これは自分の家までは行政がやると、それからうちは基本的に修理は各個人個人が行う、この理屈からしますと、私の考えからすると南予用水事業は、まずファームポンド、丸いタンクまでは国営がやるんです。その国営の下に格納タンク、これが県営タンクです。その下に制御室といって電気室、コンピューター室があるわけなんです。それから今度100のパイプでいわゆる農道とかあぜ道とかこういつているんです。そして各園地に入るとこに電磁弁というんがあるんです。その電磁弁までは、私は行政も責任が多少あるのではないかなと思うんです。園地内では、園地内に関しては、私は各個人個人が直していかなくてはいけないと思います。そこらを一度部長のほうで今後どのように考えているのか、私はお伺いしたいと思っているんです。

以上です。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 それでは、松島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員ご存じのとおり、防除、かん水施設の維持管理費の負担範囲でございますが、4段階に分けております。先ほど申されましたように、野村ダムからファームポンドまでは国営で管理しておりますし、ファームポンドから県営配水槽までにつきましては市が負担するようになっております。その中で受益負担が要りますのは、県営配水槽から末端の散水栓までが負担が要るということでござ

いまして、その中で県営配水槽から制御室までは2分の1ずつの負担ということになっております。あとは全額負担ということになっております。

今現状を見てみますと、各施設の老朽化が著しく、今後受益者の負担増になるのではないかなというように思いもいたしております。そういう中で、今後その負担範囲の検討についても今後検討していかないけん状況になってくると思いますが、近隣町村、宇和島・八幡浜・伊方、この3市町をちょっと調査をさせていただいた中で、県営配水槽から電磁弁までは行政が幾らかの支援をしているというような状況がわかりました。今後西予市といたしましても、この問題につきましては、前向きに検討をさせていただきますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 9番松島君。

○9番松島義幸君 ただいまの答弁、まことにありがとうございました。これで私も地元へ帰ってちょっと胸を張っておいおいと言えますので、今後今の答弁のとおり、前向きに検討のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 暫時休息いたします。（休憩 午前11時51分）

○議長 再開いたします。（再開 午後1時00分）

次に、2番二宮一朗君。

2番二宮君。

○2番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、3月11日に起きた東日本大震災は、かつて私たちが経験したことのない未曾有の災害となりました。多くの犠牲者や被災者の皆様には、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

今回の災害は、地震に加えて津波の脅威、原子力発電所の事故とも言える原子力安全神話の崩壊や放射能汚染の問題、そして農作物などへの風評被害におけるさまざまな影響など、二次、三次災害へと広がっていきました。このことは今後の教

訓としてたくさんのことを私たちに教えてくれたと思います。これからの日本が全国民がこの教訓をどのように総括をして、国の将来の方向性とか私たちの生活の価値観をも考え直さなければと思わされる出来事だったと思います。

また、近い将来に東南海・南海地震が想定をされているこの私たちの西予にとっても、今回の想定外の災害に対して、いま一度さまざまな災害に対しての対応と対策を真剣に見直さなければならぬと思います。

本日、午前中の一般質問でも3名の先輩議員からの災害対策の質問もありましたように、取り組むべき課題はたくさんありますけれども、今回の私の質問は、市民の皆様の生命と財産を守るための防災対策として、早急に改善や取り組みをしていただきたいこと、またその気になればすぐにもできる3つの項目について質問と提案をさせていただきたいと思います。

第1点目は、津波対策についてお伺いをいたします。

今回の東日本大震災では、想定外の津波によって多くの人命や町そのものまでのみ込んでしまうような大きな被害を受けました。次に同じような地震や津波が発生した場合、もう想定外という言葉では言いわけはできません。例えば東南海・南海地震のような予想されている震度の地震があった場合には、三瓶町や明浜町といった宇和海に面した地域では、津波対策が早急に求められている課題の一つではないかと考えます。現在の西予市のホームページの西予市防災マップで市民の皆様に避難場所の周知をされてはおりますけれども、なかなかイメージがわいてこない、非常に見えにくいというふうに思います。津波だけに関しても、例えば、高知県の須崎市のホームページのような津波がイメージできる内容にする工夫が必要ではないでしょうか。

また、宇和島市のホームページでは、避難場所が非常に詳細にわかりやすく載せてあり、大変に参考になると思います。ぜひ改善をお願いいたします。

また、宇和島市では、南海地震発生時の津波から市民を守るために、避難をする高さの目印となる津波の標識を市内の160カ所に設置をされております。これは南海地震、マグニチュード8.4、震度5強から6弱を想定されて、その発生から3時間40分後に約4メートルの津波が宇和島港に到達をすると想定をされているため、避難の

目安として海拔5メートルの高さを示す津波標識を電柱などに設置をされたものであります。西予市でも宇和海沿岸の津波到達予測等を調査をされた上で、三瓶・明浜地域には、ぜひこの標識を設置すべきだと考えます。市民の皆さんには、日ごろから津波の恐ろしさを目に見える形で認識をしていただいおく、このことがいざというときに重要だと思いますし、役に立つのではないかと考えております。早急に設置をすべきだと考えますが、理事者の考えをお伺いいたします。

2点目は、自主防災組織について質問をさせていただきます。

西予市では、先ほどの総務企画部長の答弁で、現在66の自主防災組織が設置をされており、組織設置率は97.4%だと伺いました。ただ現実的に機能をしている組織は、非常に少なく感じます。今回のような災害時において組織としての機能が発揮できるとは到底考えられません。昨年2月のチリ地震のときに津波警報が発令され、日本への津波到達予想時間に明浜から三瓶の海岸線を車で走ってみました。明浜地区では、消防団が見張りをされていたり、その周辺の地域の方も集まってこられておりましたけれども、三瓶地区では何事もなかったかのような日常と余り変わらない様子でありました。昨年でも今回の地震でもですけれども、実際何事もなかったからよかったのですけれども、万が一これが津波が来ていたらと考えると大変恐ろしく思います。現在の自主防災組織では、自分の地域の組織がどのようになっているのかさえ理解をされていない市民の皆さんのほうが多いのではないのでしょうか。仏つくって魂入れず、今後想定されている地震や津波だけでなく、台風やゲリラ豪雨などの土砂災害やまたは住宅密集地などでの火事など、自主防災組織が本来機能すべき有事を迎えたとしたら、組織づくりにかかわってきた行政の責任と罪は非常に大きなものになると考えます。今後行政として自主防災組織をどのような方向に導いていかれるのかをお示しくください。

最後に、被災者支援システムについてお伺いをいたします。

被災者支援システムは、西宮市が阪神・淡路大震災のとき、市内全域を被災し、市の庁舎も大きな被害を受けました。当然コンピューター機器やネットワーク回線も大きなダメージを負った中で、市の日常業務の復旧とあわせて被災者を支援するシステムを構築し、被災者支援や復旧・復興

業務に大きな力を発揮されたそうであります。その後、汎用ウェブシステムとしてさらに進化・リニューアルをして、全国の地方公共団体に無償で公開・提供をされているものであります。1995年の阪神・淡路大震災では壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発した被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など一元的に管理ができるシステムであります。このシステムを全国の地方公共団体が無償で入手し、災害時に円滑な被災者支援ができるよう、総務省所管の財団法人地方自治情報センターが、2005年度に被災者システムを地方公共団体が作成したプログラムを統一的に登録・管理し、他の地方公共団体が有効に活用できるようにする地方公共団体業務用プログラムライブラリーに登録し、2009年1月17日には、総務省が被災者支援システムをおさめたCD-ROMを全国の自治体へ無料配付をいたしました。今回の東日本大震災後、3月18日には、民間業者でも利用できるようにシステムの設計図であるソースコードをオープンソース化いたしました。

しかし、このたびの東日本大震災までにこのシステム導入の申請があったのは約220の自治体にとどまり、被災した東北地方3県での導入はありませんでした。今回の震災後、被災者の情報を一元的に管理する被災者台帳の必要性への認識が高まり、このシステムの導入の申請をする自治体がふえ、5月26日現在で300に達したと伺いました。災害時発生時、何よりも人命救助が最優先であります。

しかし、その後はきめの細かい被災者支援が求められます。中でも家を失った住民が生活再建に向けてなくてはならないのは、罹災証明であります。罹災証明を発行するためには、住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認した新たに作成した調査結果、この3つのデータベースを突き合わせる必要があります、この3つのデータベースは独立して存在をします。仮にこのたびのような大きな災害が起きた場合、今のままでは確認作業に手間取り、被災者を長時間待たせるなど負担を強いることになりかねません。震災後にこのシステムを導入した宮城県山元町では、システム導入によりこの3つのデータベースが統合され、ここに住居の被災状況を追加すると罹災証明がスムーズ

に発行でき、罹災証明の申請件数に対する発行件数は既に9割に上っております。この山元町保健福祉課によると、一度情報を登録してしまえば、一元管理により義援金の支給などについても再度の申請の手続は要らない。行政にとっても住民にとっても助かると。罹災証明書だけでなく義援金、支援金の支給、固定資産税の減免等においてもこのシステムが効果を発揮していることを語っておられます。この厳しい財政状況の中、なかなか情報システム経費まで手が回らないとか、いつ起きるかわからないことにお金も労力もかけられないとか、システムエンジニアのようなコンピューターに精通した職員がいないといった声も全国ではあり、なかなか広がらない現実がありますが、このシステムは西宮市職員が災害の最中、まさに被災した住民のために必要に応じて開発をされたもので、高いIT能力のある職員がいなければできないわけではありません。

また、職員が立ち上げ・運用すれば、コストもかかりませんし、仮に民間企業に委託した場合でも20万円から50万円程度であります。今回の震災で改めて平時から震災時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりを進める必要性が高まってきております。そのために阪神・淡路大震災の教訓と実践に裏打ちされたこのシステムを平時に導入・運用していくことが極めて有益だと考えます。

5月13日の参議院予算委員会で、我が党の山本博司参議院議員は、地方自治体に無償提供されているこの被災者支援システムが、被災者一人一人の情報を集約し、円滑な行政サービスにつながることから普及・推進を要請したところ、片山総務大臣はぜひ多くの自治体に使っていただきたいと答えられております。

また、私たち公明党の愛媛県本部では、愛媛県内にこのシステムを普及・推進していくために、西宮市情報支援センターを先日訪問し、行政視察を行いました。当初からこのシステムをつくってこられた吉田稔センター長から約2時間半を超える熱心な説明を受け、センター長のこのシステムにかけておられる思いと全国の自治体で活用をしていただきたいとの思いに強い感銘を受けて帰ってまいりました。ぜひ西予市だけではなく、愛媛県全体に広げていきたいと思っております。特に災害弱者対策として、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、また身体障害者、知的・精神障害者の方など一人では避難ができない要援護者の皆さんの

命を守るためには、ぜひ有効だと思っております。西予市での導入を提案させていただきたいと思っておりますので、ぜひご検討をお願いしたいと思っております。

以上で一般質問とさせていただきます。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 それでは、まず1点目の津波対策についてお答えいたします。

西予市のホームページでは、現在西予市防災マップと避難場所一覧を掲載いたしております。平成23年度中には、先ほど来何度かお答えいたしておりますが、三瓶地区も避難場所が確定いたしますので、全戸に配布する津波ハザードマップをホームページでも掲載する予定でございます。

その内容でございますけれども、他の自治体のホームページ等も参考にいたしまして、市民の皆さんにわかりやすい内容となりますよう工夫・改善いたしたいと思っております。

次に、南海地震の発生から津波の到達予想時刻の高さ等わかりやすくということでございます。

宇和島市の想定されております南海地震発生から津波の最大波の到達時間、高さは平成14年に愛媛県が出しております愛媛県地震被害想定調査報告書を参考にしているものと思われまゝ。その報告書によれば、残念ながら明浜地区についてはデータがございません。三瓶港では、第1波の来襲が62分後と想定されております。65分後には水位が50センチに上昇するだろう。その後最大波の到達は5時間40分後、若干ほかの地域より遅いようです。数字上だけで考えると三崎半島に1回到達した後、その反射の時間帯になるようでございます。5時間40分後に5メートル前後の最大水位を記録するであろうというのが、その予想でございます。西予市におきましても、現在海拔を示した津波一時避難場所の掲示板を随時整備しておりますけれども、先ほど来お話しいたしておりますように、三瓶地区の調整がつき次第、標高、海拔を書き入れた避難場所の標識を掲示いたしたいと思っております。なかなかわかりにくい、イメージしにくいという問題もありますけれども、三瓶・明浜地区においては、公民館・学校がほとんど避難場所として使えないというジレンマがございますので、やはり高台、空地、空き地等の避難場所、地域の方々が一番避難しやすい場所を地域でまず定めることが必要かと思っております。

ので、それを三瓶地区において、特にですが、それを待ちたいと思います。

それから、自主防災組織のあり方でございますが、今後30年以内の60%というのは高い確率で南海地震が発生するというのは、もう前々からいわれておりますが、西予市においては、震度5強から6弱の揺れが予想されているところでございます。一たび大規模な災害が発生したときには、被害の拡大を防ぐために公的な防災機関のまず公助だけでは限界があるかと思っております。早期の実効性のある対策を行うことが困難な場合が想定されます。特に海岸部においては、378号が崩壊するというのも当然想定しておかなければなりません。浦々でそれぞれ地域が孤立してしまうと、こういう場合には、公助だけでなく自助という問題が大切になろうかとも思います。

酒井議員さんのほうでも特に俵津地区のお話で先ほど来ご紹介いただきましたが、自分の身を自分が守る自助と地域や近隣の人がお互いに助け合う共助、この組織づくりが非常に大事になってまいります。特に地域で協力し合う体制、活動としては、共助となりましょうが、自主防災組織が担うべき活動の中核になるべきものと思っております。現在、西予市の66の自主防災組織では、自主防災組織のリーダー研修、愛媛県防災インストラクター養成講座へ積極的に参加いただいて、人材の育成を図っております。平成23年度からは、愛媛県の防災士養成講座が開催されますので、自主防災組織に直接かかわっておられる方々にもご案内申し上げて、積極的に受講いただき、地域防災リーダーとなっていただくべき西予市の活動を続けてまいりたいと思っております。

現在97.4%という数字でございますけど、これを近い将来100%に引き上げるべく頑張ってまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

今後どういう方向に自主防災組織を持っていくかというお尋ねもございました。

各防災組織の地域特性や条件に沿って個別のわかりやすい避難計画や災害防災マニュアル等の作成を目指してまいりたいと思うんですが、中心となって活動をリードしていただけるリーダーの育成、また自主防災組織間の連携・連絡・情報交換の場を設けること等が大切になってまいります。お互いに危機意識を共有しながら自主的かつ積極的な活動につながるよう体制の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を

賜りますようお願い申し上げます。

それから、最後の被害者支援システムについてのご質問についてお答え申し上げます。

ご質問いただきました被害者支援システムに関しては、市といたしましては、情報・知識が不十分なこともあり、これまで十分な調査検討がなされておられません。ご提案のように被害者支援システムとは、平成7年の阪神・淡路大震災に際して西宮市が開発したシステムで、地震などの災害発生時における自治体の業務支援システムとして地方自治情報センターにおいて自治体向けに提供されてるシステムでございます。このシステム、先ほど来ご紹介いただきましたけれども、避難者の避難者情報システムの把握、さらには救援物資の管理等の処理もスピーディーに処理できるというふうに聞いております。今回の東日本大震災におきましても、災害救助法が適用された自治体に対しましては無償で提供されておりますし、本市が採用するようであれば、このシステムを無償で提供されると聞いております。

ご提案いただきましたそのシステムでございますが、基本的にはコンピューターシステムでございますので、その操作性や利便性、導入経費、活動方法なども含めまして早速調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 2番二宮君。

○2番二宮一朗君 ありがとうございます。

まず、1点目の津波対策の件ですけれども、先ほど言われましたようにデータが平成14年の調査ということで、この後ですけれども、先日宇和島市の議員さんといろいろ話したら、宇和島市では今回の地震を受けて、想定を10メートルということにもう一回検討を今し直しているということで、各避難場所の見直しも今している状況だそうであります。10メートルということになると、宇和島市は、もう市街地はほぼつかってしまうということもあったり、あそこは須賀川のダムもありますので、柿原の、ダムの対策も出てくるということで、今大変急がれてやられている状況だそうでありますので、先ほどから国の基準がとかという話もありますけれども、それを待たずに西予市でもしっかり早目に準備をしていただきたいというふうに思います。

その中でですけれども、先ほどから出ておりま

す、特に明浜地区の自主防災組織なんかでの進み方というのは、本当にすごいなと思うんですけども、そういうところとか、また三瓶が今回やれるということがあれば、いち早く本当に今回の見える化というのを、やっぱり5メートルはここなんだと、10メートルはここなんだということをつだんから市民の人がわかっておるということが、とにかく高いところへ逃げる、命を守る一番大切なことじゃないのかなと思いますんで、ぜひ早急に対策をお願いしたいと思っております。

それから、2点目の自主防災対策の件ですけれども、先ほどからいわれております自主防災組織リーダー研修、実は私も昨年、一昨年、地域の役職の関係で行かせていただきました。ただ僕は自分でなったときに、充て職で自分の地域の自主防災の責任者やったわけですけども、それも後で知った、この案内が来てから知ったと。これを受けた後も全く危機管理室とかそういう行政からはこうしてくださいね、ああしてくださいねとか全く何ありません。県のやられる事業にただ乗っかって、人を集めて、はい行ってくださいよというのが現状なんです。今回また3年間でこの上の何かリーダー研修みたいなことがあるみたいなんですけれども、それではなかなか実際に自主防災の組織が進まないというのと、ホームページの中で先ほどからいわれている自助・公助・共助の進め方、ホームページの中で自助が7、共助が2、公助が1という防災の考え方、これ自身が市民が見たら、行政は1なのってしか僕は思えない。やっぱりせめて3、3、4と。本当は三等分というか、一緒なんですけれども、3割、3割で行政が4、公助が4というのが僕は本当やないかなというふうに思いますので、ぜひそういうとらえ方でいろんな事業というか、支援策を進めていただきたいなと思います。

最後に、被災者支援システム、実際には後でまたお渡ししますけれども、パンフレットであります。本当に先ほど紹介した吉田センター長と言われるのは、阪神大震災が起こる前からこういう必要性を感じられていて準備をされていたと、何人かの、二、三人の職員さんで。逆に余りやり過ぎて、市の幹部の方からはちょっと一回干されたみたいなことも言われてましたけれども、実際大震災が起こって、もうコンピューターがいろいろ壊れた中で寄せ集めて、またこれを立ち上げて、逆に今は定年になった後も総務省のこの所管である自治情報センターのほうに来られて、センター長

として今全国の普及を目指されているということで、西予市からも電話していただいたら、本当に喜んでいただけたと思いますし、この震災後、愛媛県から何件問い合わせありましたかって聞いたら、愛媛県と伊方町と今治市、この3つだけだそうですけども、ぜひいち早くやっていただきたいし、先ほどの話もありましたように、三好市長は愛媛県でも市長会の会長でもありますんで、ぜひ愛媛県全体にこれを勧めていただく、防災協力関係ということもありますので、愛媛県全体で取り組んでいただければ、市民、県民の命を守るといふ本当に一番大切なところに役に立つんじゃないかなと思いますんで、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、二宮議員の再質問についてお答えさせていただきます。

津波対策等につきましては、私どもも今回の大震災を受けていち早く対応を今後しなくてはいけないということで、先般私のほうから危機管理室、消防、総務のほうでまずプロジェクトをつくって、その中で早く検討課題をやって、その後に全体的に皆さんにご説明できるような状態をつくっていけるように指示をしておるところでございます。今言われるように、見える化等々も含めてしっかりした対応をやっていかさせていただきますと思っております。

自主防災組織のリーダー研修については、余り充て職だけで行かれますと、非常に本当大変な状態だと思いがちながら、そういう行政の充て職頼りがあるところについては、まことに失礼なことになっておると思っておりますので、その辺のところは十分今後自主防災組織のあり方等々を含めて両方を検討をしていきたいと思っておりますし、明浜の事例が非常に先駆的に、県の中でも先駆的な役割を果たしておりますので、それを含めて私どもも市全体にやっていきたいと思っておりますし、先ほどの自助・共助・公助の7、2、1については、私は、これは公助が少ないっていうのは、この中ではちょっと意味合いが違って、いわゆる行政っていうのは補完性、近接性ってみたいなの原則があって、いわゆる一番最初は自助でやるんですよと、何でも。自分のことは自分がやる。そして、それが足りないところは地域がやるんだよと。そして、公助は出ていくというシステムの中で、自

主防災組織は、ほかのことはすべて最終的には公がやるわけですから、その前段のところはこういう割合ですよという数字だと、このように私は理解をしておるところでございます。

最後の被災者支援システムでございますけども、これはいいご提案をいただきました。ありがとうございます。本当に検討をして、言われるように県全体として活用できるのなら、私どもも市長会を通じて皆さんに話をしていきたいとこのように思っております。これはありがとうございます。

以上です。

○議長 2番二宮君。

○2番二宮一郎君 よろしくお願いたします。

ちょっと2点だけ、今ほど言われたさっきの自助・共助・公助の関係ですけども、考え方はそうだと思うんですけども、ただ市民が見た場合にどう思うかということなんです。そのところをやっぱり、特にホームページ、今のネット社会の中では、やっぱり本当に考えて、市民の気持ちを考えてホームページをつくっていただきたいし、国からとかいろんなデータであるものは、確かにそれが正しいと言われればそうなんですけども、そういうところの気の使い方というのがぜひ欲しいなと思いますんで、よろしくお願いします。

それと最後に、やっぱり災害時においては、やっぱり行政はいろんな情報を持たれてますし、また先ほどから話にあったように民生委員さんもご自分の努力でいろんな地域の情報を持たれております。特に有事のときには、やっぱりいろんな全部ある情報を一元化するということがやっぱり一番大事なんです。

それともう一点、今回の原発事故で思うことですけれども、情報の発信先があっちからもこっちからもいろんな情報が出てくるというのがやっぱり市民、国民が一番不安になる。そのやっぱり情報の一元化、発信先の、そういうところをやっぱりしっかり考えて西予市の防災対策をよろしくお願をいたします。答弁は結構ですので、ありがとうございます。

○議長 10番元親孝志君。

10番元親君。

○10番元親孝志君 去る3月11日に発生した

東北・関東大震災に遭われた方々、そして残念ながら犠牲となられました皆様に改めて心からお見舞いとご冥福をお祈りいたします。

大震災から既に3カ月が経過いたしました。依然として正確な死者・行方不明者数は把握できておらず、仮設住宅についても余りにも対象者数が多いため、必要棟数の半分も確保できていないのが現状であります。一日も早く捜索・復興を切望してやみません。人間のさがとしてぜいたくに関しては限度がありません。しかし、事ここに至れば、電気が自由に使え、毎日ふろに入ることができ、いつでもトイレが使える、そのことだけでも、いつ終わるとも知れない避難所の窮屈な生活のことを思えば、今の生活に満足と感謝をしなければならないのではないのでしょうか。

東北地方といえば、太宰治の著書「津軽」に書かれているように、江戸時代初期から昭和の終戦まで5年に一度は必ず冷害による凶作によって酸鼻の地獄絵とまで言われた日本辺境の貧しい地域であったと、太宰治ははき捨てるように書いております。

しかし、司馬遼太郎氏の「街道を行く」によれば、津軽平野は北のまほろばとして、古代日本一豊かな地域であったと、意外な事実が述べられております。青森県で三内丸山遺跡が発掘されてわかったことは、東北地方は今から5,500年から4,000年前の縄文時代には、実に1,500年にわたって日本で最も豊かな豊穰の地として、古代文明が発達した場所でありました。エジプトのピラミッド建設よりも約500年前に日本にも高度な文明があったことがわかりました。最近の調査では、この文明が減んだのは、地球寒冷化によって海水の温度が2度下がったことが原因であると報告されております。現在は地球温暖化によってこれとは全く逆の現象が起ころうとしています。今よりも海水の温度が2度高くなったら、縄文時代の二の舞になるということであります。

さて、今回の大震災は日本社会にとって多くの課題が浮き彫りになりました。今までの生き方、考え方をこれからは大きく変えていかなければならない状況に置かれました。原子力発電に対する安全神話が崩れ、想定外と言われる天変地異が現実になり得るという事実、その前では、人類の科学は無力であることが実証されました。地球温暖化が問われる中で文化的社会を維持するための次世代のエネルギー資源を何に求めるのか、大き

な課題を抱え込むことになりました。ぜいたくと危険とは隣り合わせにあることを理解すれば、将来においてぜいたくを抑制しながら均衡縮小するのか、あるいはさらなる科学の進歩に期待をし、今まで以上の繁栄を享受できる社会を追求するのか、大震災を転機としていずれかを選択しなければならなかったことも事実であります。東北地方が震災から復興していくためには、いずれにしてもこれらの問題をすべて解決しなければ真の復興はあり得ません。

しかし、復興をなし遂げた暁には、東北地方が世界に先駆けて未来社会の先頭に立つ、すなわち未来は東北から始まることになります。その可能性は今回の震災の中で証明されたと思います。ことわざに「衣食足りて礼節を知る」とあります。大震災によって想像を絶する恐怖、あるいは不幸の極限状況にあっても、被災地の人々を見ると、決して自分を見失うことなく、しかも列を乱すこともなく冷静に行動している姿を見てそれを感じました。隣国の韓国を初め、中国、台湾、あるいは世界各国から被災地の人々の毅然とした行動に絶賛の声が上がっております。例えば、避難所生活を余儀なくされている人たちにわずかなみそ汁が配られるときでも、それを受け取る高齢者の方々は、必ずといっていいほど両手で合掌をして感謝の気持ちを忘れることはありません。

また、すべての避難所で過ごされる方々に対して精神的疲れを気遣われる天皇皇后両陛下は、体育館の冷たい板の上に両ひざをつかれ、被災者の皆様一人一人に励ましの言葉をかけられている姿を見たときに、この国に象徴天皇がおられて本当によかったと、私は思いました。これら一連の報道を見て、日本はまだ大丈夫だと感じました。国難とまで言われる今回の大震災、過去幾度かの国難において、国難を乗り越えることによって飛躍的に国が成長してきたように、今回もまた国難を乗り越えることによって、さらなる飛躍をすることを切に願うものであります。私たちは生きていく上で必要な3要素とは、衣食住と言われてきましたが、これからはプラス安全・安心が不可欠であることもわかりました。安全・安心が確保された上で衣食住が必要であると言えます。既に衣食住が満たされた日本は、同時に礼節を知ることとも言われてきました。被災地に押しかける無数のボランティアの人々、多岐にわたって支援するNPO法人、高度成長経済時代にこんな光景を見ることができたでしょうか。豊かなになったあかしだと

思います。

また、今回の震災を機に脱原発を掲げ、企業みずからが先頭に立ってこれを全面支援するという経済的ボランティア、いずれも日本社会に助け合い、助け合うの精神が大きく芽生えている証拠だと思います。自分だけがよければいいと考えた過去の時代からみんなで助け合い、支え合う社会に日本は今大きく変わろうといたしております。

そこで、安全・安心の視点から以下の質問をしたいと思います。

まず1点目、福島第一原子力発電所の事故を目の当たりにして、安全なエネルギーの確保が喫緊の課題となりました。既に菅総理も5月26日から開催されたG8首脳会議の席で、2020年の早い段階で自然エネルギーがエネルギー全体に占める割合を20%まで高めることを世界に発信されました。今現在で自然エネルギーが占める割合は1%にすぎませんので、これから飛躍的な成長が見込まれることになります。

西予市においては、これを先取りする形で新庁舎内の1階部分の冷暖房施設は、バイオマスペレットを燃料として冷暖房を行う仕組みになっております。

また、野村小学校の図書室のストーブもバイオマスペレットを燃料とすることも決まっています。游の里温浴施設には、バイオマスペレット生産利活用促進事業として木質ペレットボイラーを整備されました。そのためのバイオマスペレット製造工場も建設され、既に運転が開始されています。今回のバイオマスペレットを燃料とする庁舎内の冷暖房設備は、従来のものに比べて初期投資、ランニングコストはどれくらい割高あるいは割安になるのか、お伺いをいたします。

また、建設が予定されている三瓶小学校の屋上には、太陽光パネルも設置される計画であるようですが、今後西予市としてどこまで自然エネルギーあるいはクリーンエネルギーに特化した政策を推進される計画なのか、お伺いをいたします。

2番目といたしまして、災害時の情報伝達手段についてお伺いをいたします。

野村町では防災行政無線について難聴地域の苦情が今も後を絶ちません。このことについては、昨年の9月定例会で兵頭竜議員が一般質問をして、宇都宮総務企画部長が答弁をされております。その説明では、国が平成28年5月以降は、防災行政無線はデジタル化を決めているため、野

村町においては、現在のアナログシステムからデジタル化システムへ整備し、戸別には防災行政無線ラジオを設置する方向で計画を進めているため、それには多額の事業費を必要とすることから新庁舎建設が終わった来年、24年以降になるとの答弁であったと思います。西予市では7月の地デジに伴い、CATV事業を進めております。それも間もなく完成をし、希望する全戸にCATVが接続されることとなりますが、防災行政無線もこの光ケーブルを使ってIP告知システムにする計画はないのかどうか。IP告知システムを導入すれば、IP電話が同時に使用可能となり、市内の通話料金はすべて無料になります。

また、IP告知システムにはラジオ録音機能もついていますし、双方向の通信も可能であります。CATVの有効活用でもあると思いますが、IP告知システムの導入について比較検討をされたのかどうか、お伺いをいたします。

最後に、想定される東南海・南海地震に対して野村ダム、鹿野川ダム周辺の安全確保は調査研究をされているのかどうか、お伺いをいたします。

西予市は言うまでもなく2つのダムを抱えております。海岸部においては、津波による災害対策が大きな課題になっておりますが、野村町においては、ダムによる山津波も想定されるのではないかと心配をいたしております。さきの東北・関東大震災でも福島県須賀川市の藤沼湖では、震度6弱の地震で、アースフィルダム工法でつくられたダムが決壊し、150万トンの湖水がすべて流出し、8名の死者・行方不明を出しております。野村町においても、長年ダムの貯水によってダム周辺が軟弱地盤になっているのではないかと心配をいたしております。既に野村町貝吹地区及び予子林地区では、地すべり等の兆候が見受けられ、心配をいたしております。西予市においてこれらの調査研究をどのように考えておられるのかお伺いをいたしまして、一般質問を終わります。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、元親議員の第1点目のバイオマスペレットを燃料とする冷暖房設備の初期投資、ランニングコストについてご質問にお答えをしたいと思います。

国のエネルギー政策は、国民生活の安定向上や経済への維持発展のために安定的供給を確保することや地球環境への適合に配慮すること等が基本

方針となっております。これらのことから、近年は太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの普及・拡大が、エネルギー供給源の多様化、地球温暖化対策等の観点から重要なものとなっております。本市でも豊富な森林資源や畜産廃棄物を初めとした海・山のバイオマスを利活用するために、平成21年8月に西予市バイオマスタウン構想策定委員会を設定しまして、平成22年2月に西予市バイオマスタウン構想を策定し、各種のバイオマスをエネルギーとして利用することやカーボンニュートラルである森林資源としての活用を促進すること等を定めています。このような中で、3月11日に発生をいたしました東北地方・太平洋沖地震とこれに伴う大津波により、原子力発電への安全神話が崩れ落ちました。今後国のエネルギー政策が再生可能エネルギーへと大きく転換することが予想されます。

本市の自然エネルギー対策の具体的な取り組みでございますが、ご承知のように、バイオマス変換施設として木質ペレット製造工場を整備しましたので、木質ペレットをエネルギー源とした各種事業の展開が可能となりました。

まず、新庁舎の1階部分に木質ペレットを利用した空調整備を整備したところであります。

ご質問の新庁舎1階部分に採用している木質ペレット及びLPGを燃料とする冷暖房設備とそれ以外の階に採用している電気エアコンとの初期整備の比較でございますけれども、試算によりますと、木質ペレット等を燃料する設備は約6,500万円であります。電気エアコンは約3,400万円でありまして、約2倍かかるわけでありまして、設備費がかかっていることとなります。年間のランニングコストにおきましては、木質ペレット等を燃料とした冷暖房設備が約300万円、電気エアコンは約280万円と試算としておりまして、約7%高というのを見込んでおるところでございます。ただCO₂の排出では、約53%の削減が図られる試算となっておりますのでございます。

また、再生可能エネルギーとして大きく注目されております太陽光発電システムにつきましては、三瓶小学校における計画とはまず別に、城川地区の川津南高齢者活動生活支援促進施設におきまして、これは約6キロワットの発電量があるわけでありまして、新しく移転しました三瓶支所では10.70キロワットとなっております。本市では県内2番目の広大な面積を有しておりまして、

海側、山側の日照時間を初めとして気象条件においても多面性があることから調査が必要であると考えております。現在、気象条件の異なる2カ所の今言いました公共施設で太陽光発電システムの実証事件を行っておりますので、このデータを収集しながら今後の進め方について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の自然エネルギーに特化した施策の推進につきましては、国のエネルギー政策の動向を注視しつつ、単純な経費面だけでとらえるのではなく、多面的な評価の中で第1次産業振興政策や環境政策などと有機的に結びつけながら総合的な取り組みができるよう、前向きに考えてまいりたいと思います。

そして、元気な第1次産業づくり、環境に優しいまちづくり、さらには、環境型のまちづくりについてつなげていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 それでは、私のほうから2番目の災害時の情報伝達手段についてお答えいたします。

災害時の情報伝達手段について、まず回答の前に、昨年9月の定例会で兵頭竜議員に私がお答えいたしました答弁の内容について確認させていただきたいかと思っております。

国は消防・救急無線についてアナログ周波数の使用期限を平成28年5月までとしているというふうにお答えしました。防災行政無線ではなく、消防・救急のほうでございます。

それから、防災行政無線につきましては、平成19年度からアナログの新周波数の取得が認められていない。今後新しくする場合には、デジタル化を推奨しておるので、今度新しくつくるとなるとデジタル化をしなければならないという問題があるという回答を前回させていただきました。ご確認させていただきたいかと思っております。

それでは、本題に入らせていただきます。

災害時の情報伝達手段ですが、IP告知システムの導入検討、IP告知システムですけど、ご指摘のとおり、平常時においては非常に有効性の高い機能を有しておると考えております。過疎化や高齢化社会の支援システムとか、特定保健指導支援システム、高齢者の生活支援システム、地域の

コミュニティーシステム、実際に昨年度から野村町地域においてモデル的に継続運用しておるところでございます。双方向という特性がございますので、インターネット環境で接続が条件になりますが、高速で安定した通信を行うために整備しました光ファイバー網の効果を最大限利用できるシステムであろうかと思えます。ただし、西予ケーブルテレビのインターネットの加入契約者が、現在3,091世帯で、市全体の17%でございます。全世帯へのシステム整備やインターネット月額使用料、これが最大のネックでございますが、4,725円を負担いただきながら加入していただくというのが前提になりますので、ここが市民の皆さんのご理解がなかなか得られないのではなかろうかと考えております。

また、災害時には豪雨による傾斜地の崩壊や強風などにより電柱が倒壊するおそれがあり、有線で整備した光ファイバー網の最大のデメリットである断線による情報伝達機能の停止と復旧に多大の時間を要すると。災害時の情報伝達手段としての若干リスクを抱えるという問題がございます。本市の世帯構成や地形を考慮すると、コスト・リスク・運用などにおいて、やはり防災行政無線による全世帯を対象とした災害情報提供システムが優位ではなかろうかと現在考えております。このため、前回9月議会でも申し上げましたが、本年度三瓶については、戸別受信機にかわる防災行政無線ラジオの設置を計画いたしております。

また、先ほども話しましたが、老朽化の著しい野村の防災行政無線のデジタル整備につきましては、本庁建設建築が終了後、平成24年度以降の予算化を現在検討しておるという状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 私からは、第3点目の質問、想定される東南海・南海地震に対する野村ダム、鹿野川ダム周辺の安全確保の調査研究についてお答えをいたします。

ダム周辺地すべり等の安全確保の調査研究は、国及び県で実施をしていただいておりますが、野村ダムにおきましては、地すべり地帯に指定されていないこと、また人家も離れているため調査はしていないとの報告をいただいております。鹿野川ダムにつきましては、昭和33年に竣工し、総

貯水量4,820万トンであり、現在トンネル洪水吐きの本体工事に向けて工事が進められております。野村・栗木・川平地区では、昭和34年に地表のクラック、段差が発生し、その後調査観測地すべり対策工が実施されてきましたが、ごくわずかな変異を観測するも、拡大せず、地すべり活動は鎮静化している状況であります。平成20年度に同地区民家に発生したクラックの情報をもとに国土交通省、愛媛県により調査観測が行われましたが、観測期間中には地表、地中とも地すべりの変異は確認されていません。平成22年度に愛媛県が8カ所で調査観測を実施した結果、1カ所でごくわずかな変異が観測されたものの、地すべりの兆候はないとの結果であります。

また、坂石地区でも国土交通省が平成19年度から22年度にかけて14カ所で調査観測を実施しておりますが、地すべりの兆候はないとの結果であります。今後も引き続き両地区において継続観測を実施してまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 10番元親君。

○10番元親孝志君 まず、第1点目のバイオマスについてでございますが、私これは個人的に非常に賛成をしておりますし、将来的にももっともっと研究をしてほしいと思うんですが、ただ一つ心配なことは、先ほど二宮議員の質問を聞いておりました、仏つくって魂入れずという言葉が出てきました。私それを聞いたときに、行政のそういった事業の中で、施設の中で、そういったものが往々にしてあるんじゃないかなという印象を持ったわけですが、例えば今回のバイオマスペレット工場のシステムを見たときに、私は非常にこれは無駄、無理があるなと思ったわけですが、本来あそこのバイオマスペレットをつくる材料は、杉、ヒノキを購入されてそれを製品化して販売する。ただ今現在は、県の補助があって持っていくのにもそれなりのメリットがあるし、それを製造する人、販売して利益が出るというふうな形になっておりますが、まず本来、ああいう工場をつくるときに、私は材料を購入してやるのではなく、逆にお金をもらってやるシステム、例えば今西予市に廃屋が相当あります。いずれ取り壊さなければいけないものが相当あると思いますが、その取り壊し費用のほとんどは産業廃棄物処

理費用になります。相当の木材が出てくるわけですが、こういった廃材をペレットの原料にすれば、受け入れる段階でお金を払うんじゃないか、お金がもらえる仕組みがつくれるんじゃないか、あるいはまた公共で道路維持管理をしますが、支障木等を切ったものは、すべてこれ産廃処理に回しております。これも処理費用が要ります。そういったものを逆に受け入れる。そうするとそこで逆に利益が発生して事業コストが非常に安くできるんじゃないかというふうなことを思うんですが、その辺が理念が先行して、そこまでの調査研究がされないまま、魂が入らない状態で形ができている、やってみるとなかなかうまくいかない。私も全国バイオマスタウン構想を提唱されているいろんな自治体を調べてみました。そうすると非常にユニークな提案をいっぱいされております。しかし、調べてみた結果は、ほとんど計画段階で実施段階には入っていない。比較的多く取り入れられるのが、西予市と同じようにバイオマスペレットというのはいろんなところで取り入れをされておりますが、これも残念ながら、もう既に休止、休業をしているところが目につき始めた。それはやはりそういった魂、いけばやる側の経営者のそういう思いがこもっていないからただ形先行でやってみたら非常に不合理でうまく経営がいかないというふうな状態になっているんじゃないかと心配するんですが、今回の城川のバイオマスペレット工場、なぜこれを杉、ヒノキを材料としたのか。それは森林の関係もあると思いますが、我々からすれば、杉、ヒノキは本来は焼却するものではなくて、用材として使うもんだという頭しかありません。本来ですと、雑木ですとか草木、そういったもので、それから廃材、そういったもので逆にお金をもらって受け入れてチップをつくったらという発想をするんですが、そうならなかった理由をお伺いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、元親議員のバイオマスについてのご質問について、特にペレットのご質問についてお答えをしたいと思います。

これはそれぞれ理念の考えの違いも含めてであろうと思いますが、まず私は、今回のバイオマスタウン構想をつくって、その中の一環として木質ペレットを最初手がけたということの背景は、西予市は非常に森林地帯であります。山が多

い。その山をもう今は価値がない状態に入って、非常に大変厳しい状況にあります。しかし、国のほうも、例えば森林・林業再生プランをつくって50%まで国産材を上げていこうと、10年後までは、それまで国も決断をしておる段階であります。その中で何が問題になるかといいますと、いわゆる除伐、間伐をしない山は基本的に山が死んでしまいます。除伐、間伐をすることによって山を生かしていくというのが大きな背景があります。そして、山の多面的な機能とよく言われますけれども、除伐、間伐をすることによって保水能力も高める、そうすると、例えば今ダム機能ということ言われますけれども、砂防ダム等々の公的な投入が非常に多いわけでありまして、山がその機能を完全に果たしてくれるような状態にもなっていないし、また水源の里としての十分な機能もそこに考えられる状況になってくるというのは、除伐、間伐を進めるということでありまして。今問題になるのは、小径木をそのように使うような素地がなかなか少ないもんですから、山にその間伐材は捨てられてしまう運命にあります。そういうものを有効に活用するというのが、今から果たさせる役目であるというのが一つの側面だと私は思っておりますし、それとあわせて、今の再生可能エネルギーとしての活用をやはり考えていく時代になってきたということでありまして。だから私どもは、その先駆者として今回は木質ペレットに踏み込んだということにご理解をいただいたらと思っております。

先ほどの廃材等を利用したという一つの側面も将来は可能だと思いますが、現段階は、産業廃棄物で残念ながら今のところ難しい側面がありましよう。恐らくそれが改正等々でなる時代は確かに来るんだとは思いますが、現在のところ、まだ法的なところはついてきてない現状もあろうかと考えておるところであります。

私は、今回この中で、今までつい半年ぐらいまでは、いわゆる311の東日本大震災が起こる前までは、バイオマスタウン構想がつぶれたりしていたような意味のマスコミの論調がありました。

しかし、今311で変わってきた。時代っていうのはそういうもんだと思うんです。原子力発電の問題を含めて時代は変わってきておる。再生可能エネルギーに対する思いがだっと来た、そういうことをとらえながら私どもは一基礎的自治体の中でしっかりした施策をやはり訴えていく、つくっていく、それをやりこなすということは、私は

大事な側面だとこのように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます、回答とさせていただきます。お願いします。

○議長 10番元親君。

○10番元親孝志君 今の市長の理念とまた私の理念が若干違うんですけども、日本の森林再生という形で除間伐材そういったものをどう利用するか、その一つの手法として先ほど市長言われましたが、日本の今の木材自給率24%ぐらいですが、それに対して山で放置される放置林が約2,000万立方メートルというふうな数字が出ております。

しかし、ドイツの林業を見ますと、やはりドイツではこういった放置林ゼロでありますし、もちろん自給率100%です。しかし、そのドイツが考えている林業の理念というのは、あくまでもやはり森林というのは用材が目的であって、あそこは最終的に枝葉まで全部一切捨てない。その分は木質ペレットとかそういう加工に回すが、今の集成材の理屈からいくと、幅6センチ、長さ70センチ以上の木であれば集成材がつくれるということで、本来捨てる部分はないんだという考えがドイツにはあります。ですから、日本が今、確かに山で除間伐をする、出しても採算が合わないんでそのまま放置する、そういう状態を何とか克服したいという話はわかりますが、それが今のバイオマスペレットでどうかというのは、ちょっと無理があるんじゃないか。それよりももう少し自給率がわずかに24%しかないわけですから、それを用材に使って自給率を高める。一方、やはり今のカーボンオフというような考え方でいけば、そういう廃材ですとか、産廃にしているものをやはり資源として活用していくというのが、理念として私は正しい方向じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 三好市長。

○三好市長 これも理念論争みたいなものでございますが、今国の今ほどレベルでお互い同士考えておるんだと思いますけれども、やはり国産材がなぜここまで大変な状況に陥ってきたかということに私はあるんだと思うんです。だから今、今こそ国はやはり国産材を活用して新たな展開をしていかなくてはならないということで森林・林業再

生プランというやつをあえてつくっていかうということだと思えます。それに私どもは今その中で自分たちがどういうことを対応して地域の中でその中である程度回せることができるようなことになるようなものはあるのではなかろうかなという私は理念を持っておるんです。だから、その中で木質ペレットを活用することによって地域に少しでもお金が落ちるようなシステムをつくっていききたいというのが考えてございます。特に今回、みなとプランに私どもは乗りました。7月の下旬に締結をするわけでありましたが、全国の約40ぐらいの自治体が東京都の港区と締結をします。それは二酸化炭素の固定化認証制度の締結でございます。港区自身もやはり消費をする地域からそういうことを発信をしていこうということで、やはり国産材に支出をすることによって日本の流れを変えていくんだというのが東京都の港区から発せられた意見です。私どもは今そういう転換期に来ておることを思っこの木質ペレットについてもその理念の中で私どもはやらせていただくということでご理解をいただきたいとこのように思います。

以上です。

○議長 10番元親君。

○10番元親孝志君 もう一点だけ、2番目のIP告知についてですが、先ほど部長の答弁では、メリットよりもデメリットのほうをやや指摘されたのではないかという印象を受けたんですけれども、まず参考までに、この近隣で鬼北町、愛南町、上島町は多分全戸入ってるんじゃないかと思えます。これデメリットが多ければ全戸入るのかなという思いもあるんですが、それと、今ほどインターネット接続でインターネットの加入率が17%というふうに言われました。実際にCATVの加入率、ここで細かく聞くつもりはないんですが、宇和町を初めとして非常に低いんじゃないかという心配をいたしております。今回の加入率がなぜ低いかということを本当に分析をされてその対応をされたかどうかということを僕一つ心配なんですけれども、一つは、まず今回のケーブルテレビに対する住民の意識というのが、アナログから地デジに移って地デジ放送が見えないからケーブルテレビに加入しなければいけないという、そのものだけの発想をされている人がかなりおるんじゃないかと。そうすると、一方でもう既にアナロ

グから地デジで自分とこのアンテナは見えてる人は、あえてケーブルテレビに加入する必要はありませんということになると加入率、そこでどんと落ちます。

それからもう一つは、言うまでもなく、今回の加入するための加入料と毎月の維持経費、これが非常に高いということがネックになってるんじゃないかと思うんですが、これは市が40億円余り金をかけて取り組むときの理念と考え方として、私は今までの日本の歴史を見ますと、終戦までは日本は農業化社会であった。それ以降今日まで工業化社会で来た。じゃあこれからの未来、何かっていうと皆さん言われる高度情報化社会だと言われております。そうしますと、その先行投資が今回のCATV事業であると私は思っております、この事業の推進を訴えてきたところなんですけれども、しかし実際にあって加入者がこういう数字では、本来の目的を達成することができません。ですから、本来ですとこの事業を始めるときに、前提は100%加入ということを大前提として私は目標としてやられるべきはずであったのに、希望者だけどうですかというふうな行政の意思が伝わってなかったんじゃないかというふうな思いがいたします。そのためには、やはり加入することの魅力というものをつけないといけないわけですが、昔今から四、五十年前に……。

○議長 元親議員、簡潔にお願いいたします。

○10番元親孝志君 オーバーですか。

○議長 簡潔にお願いします。

○10番元親孝志君 固定電話を導入するときに、電話債券というのを買いました。当時10万円から15万円していますが、今の物価スライドでいくと、恐らく30万円から50万円に相当する金額になると思いますが、これが飛ぶように売れて、むしろ債券が買えなかったという時代があるわけですが、やっぱり今回のケーブルテレビもそういうふうな、初期投資が要るわけですから、お金が要る。それに対してケーブル債券とかを発行して、そして10年以降は嫌な人は返済できますよみたいな形とか、いろいろな創意工夫をやればお金はそんなに要らなくてやれる。ましてやIP告知にすれば、電話料無料になれば、電話料金だけの月々の費用でケーブルテレビは見えるんじや

ないかというふうなことを考えたら、やり方によったらほとんど投資ゼロでケーブルテレビが導入できたんじゃないかなという思いがします。

そしてまた、これからいろいろな防災関係のシステムは可能な限りやっぱり一元化しないと、いろんな方法を採用していると、私非常に効率も悪いし、複雑化して絶えず苦情が出る。可能な限りやはり一本化した情報化システムに統合する必要性もあるんじゃないかということでIP告知の話をしていただきましたが、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 加入率までは聞かないということでございましたけども、5月末の加入率実際42%、5月末で42%でございます。

お話しにございましたように全戸加入を前提にというお話でございましたけど、全戸加入は今までのケーブルテレビの他の実績を見ても、これは理想であると。これこそ望みはあるけれども無理だろうと。同じように宇和町の加入が少ないというような同じような例が八西で八幡浜地区に見られておったと。やはり今までどおりテレビが見れるよという判断でわざわざ入らなくてもという方は多いのが事実でございます。私の近所等でもやはり1,500円程度の利用料であっても年間1万8,000円、国民年金の加入老人世帯では厳しいという話も聞きます。理念とは違ってやはり家計上の問題も大きいんだというふうに考えております。

それから、IPですけれども、もう近年は無線の分もできております。ちょっとほかの地域の加入実態等調べておりませんけども、私どもの地域のほうではその無線、防災無線が十分整備されておりますので、防災行政無線を先に整備するのが先決であろうという気がいたします。

今回の地震の被害を見ておりますと、東北沿岸で行政無線が整備されてない地域もあったんだと、あったんだということを知りました。我々の地域はあって当然だと今まで思っておりましたけれども、その防災行政無線が少しがたがきいている地域があると、この施設整備をするのが優先されるべきであると。全戸に聞こえる、全戸に非常通達できる制度が今危機に瀕してあるんだから、これを最優先で整備するのが当然だろうというふうな考えであります。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○議長 以上で一般質問を終結といたします。
暫時休息いたします。（休憩 午後２時１７分）

○議長 再開いたします。（再開 午後２時３０分）

ただいまから日程順に質疑を行います、質疑は大綱の質疑のみに願います。

（日程２）

○議長 日程第２、議案第６０号「市道石城地区２０９号線用地の取得について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第６０号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第６０号は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第６０号「市道石城地区２０９号線用地の取得について」は原案のとおり決定いたしました。

（日程３）

○議長 次に、日程第３、議案第６１号「西予市公共下水道野村浄化センター第３系の建設工事委託に関する基本協定の締結について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第６１号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。こ

れにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第６１号は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第６１号「西予市公共下水道野村浄化センター第３系の建設工事委託に関する基本協定の締結について」は原案のとおり決定いたしました。

（日程４）

○議長 次に、日程第４、議案第６２号「西予市公共下水道宇和浄化センター第２系の建設工事委託に関する基本協定の締結について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第６２号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第６２号は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第６２号「西予市公共下水道宇和浄化センター第２系の建設工事委託に関する基本協定の締結について」は原案のとおり決定いたしました。

（日程５）

○議長 日程第５、議案第６３号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」を議題と

いたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程 6）

○議長 次に、日程第 6、議案第 6 4 号「平成 23 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 8 番兵頭君。

○1 8 番兵頭勇君 1 点だけお尋ねをいたします。

補正予算の中で第 6 款の農林水産業費、1 項の農業費、1 1 目の環境保全型農業直接支援対策事業についてであります。昨日の財政課長の説明によりますと、ちょうど交付金は国 5 0 %、その 5 0 %は農業者等に直接交付される。8 戸の農業者と 4 営農組織が取り組むという説明と水稻・果樹等の件であろうかという説明であったわけですが、もう少し詳しくその点を説明願いたいと思います。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 ただいまの兵頭議員のご質問でございますが、環境保全型農業直接支援対策事業の 4 1 4 万 8, 0 0 0 円でございますが、この事業内容でございますけれども、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献して、より環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者または団体に対して支援する交付金事業でございます。先ほど言われましたように、国 5 0 %、県 2 5 %、市 2 5 %でございます。国 5 0 %につきましては、直接農家、団体に支払われると聞いております。

その対象でございますけれども、有機農業をやられておる方、紙マルチ、布マルチ、それからアイガモ農法、それから 5 割低減の緑肥、それから 5 割低減の草生栽培、5 割低減の冬期湛水等をやられておる農家、団体が対象でございます。

以上でございます。

○議長 1 8 番兵頭君。

○1 8 番兵頭勇君 その 4 営農組織等の組織名は

わかりますか。組織団体。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 団体でございますが、無茶々園、それから阿下特別栽培米部会、布マルチ実践研究会、合鴨研究会の 4 団体でございます。あとは個人 8 名でございます。

○議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程 7）

○議長 次に、日程第 7、議案第 6 5 号「平成 23 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」から議案第 7 1 号「平成 23 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」までの 7 件を一括議題といたします。

これより本案 7 件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 0 番梅川君。

○2 0 番梅川光俊君 1 つだけお教え願いたいと思います。

国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）の分の中で、基金繰入金が 4, 8 0 0 万円幾らかというのを減額措置になっておりますが、これ前の臨時議会のときにもちょっと心配したことですけども、今現在の中で基金の残額は幾らになっているか、お知らせ願いたいと思います。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 1 7 1 万 5, 0 0 0 円でございます。

○議長 2 0 番梅川君。

○2 0 番梅川光俊君 ちょっと申しわけないです。ここでこの補正で、実際言って、4, 8 3 5 万 4, 0 0 0 円の減額措置が出てきて、これ基金に返ってるんだろうと思うんですよ、基金から出たやつが。歳入で減額になっておりますので、それをもとの基金に返ったんと違いますか。その辺ちょっと教えていただいたらと思います。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午後 2

時 4 1 分)

○議長 再開いたします。(再開 午後 2 時 4 4 分)

上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 今ほどの梅川議員の質問に対してお答えをいたします。

実は繰入金につきましては、さきの臨時議会で 6, 0 0 0 万円の繰り出しをしております。その関係で、今回当初は 4, 8 3 5 万 4, 0 0 0 円の予算化をしておりましたけれども、この分不足を来したということで、今回療養給付費等交付金のほうから繰り入れをすると、その結果残りの基金は 1 7 1 万 5, 0 0 0 円になるという結果でございます。

○議長 2 0 番梅川君。

○2 0 番梅川光俊君 ちょっとちょっとわかりにくいんで、教えてほしいんですが、ちょうど療養交付金で、交付金で歳入が 4, 8 0 0 万円、同じ金額が入ってます。すると、基金から繰り出した——歳入として繰り出してた分がもとへ戻るということは、基金に返るという意味じゃないんですか。ちょっとその辺がちょっと理解しにくいんですが、だからこのままでいきますと、1 7 1 万 5, 0 0 0 円基金で残ってますよと。これがこの中でこれ議決ができましたら、5, 0 0 0 万円ぐらい基金に残るという意味ですかということを聞きたいんですが。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 今の考えとは違います。先ほど申したような結果でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案 9 件については、お手元に配付しております各常任委員会付託表のとおり常任委員会に付託いたします。

(日程 8)

○議長 次に、日程第 8、請願第 2 号「南海地震による西予市野村町愛宕山公園の岩石、崩落落下による災害防止の為の調査実施、岩石撤去に関する請願書」を議題といたします。

この請願については、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

(日程 9)

○議長 次に、日程第 9、陳情第 2 号「市道愛宕～岩村線に於ける車の離合場所の設置を求める陳情書」を議題といたします。

この陳情については、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

各常任委員会においては、各議案及び請願並びに陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

6 月 2 4 日は午後 2 時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 4 8 分

平成23年第2回西予市議会定例会会議録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成23年6月24日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成23年6月24日
 午後2時00分
 1. 閉 会 平成23年6月24日
 午後2時42分

1. 出 席 議 員

- 1 番 欠 員
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 8 番 宇都宮 明 宏
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 昭 義
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 二 宮 元
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 河 野 敏 雅
 総務企画部長 宇都宮 又 重
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 上 甲 憲 章

教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
 野 村 支 所 長 河 野 数 義
 城 川 支 所 長 福 原 純 一
 三 瓶 支 所 長 三 好 幸 二
 消防本部消防長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 井 上 謙 二
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企画調整課長 宇都宮 松 夫
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第63号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
 議案第64号 平成23年度西予市一般会計補正予算（第2号）
 議案第65号 平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第66号 平成23年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議案第67号 平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第68号 平成23年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第69号 平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第70号 平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）
 議案第71号 平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）

- 請願第 2 号 南海地震による西予市野村町愛宕山公園の岩石、崩落落下による災害防止の為の調査実施、岩石撤去に関する請願書
- 陳情第 2 号 市道愛宕～岩村線に於ける車の離合場所の設置を求める陳情書
- 2 発議第 1 号 伊方原子力発電所の安全確保等に関する意見書（案）の提出について
- 3 各委員会における閉会中の継続審査について
- 4 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 6 3 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
- 議案第 6 4 号 平成 2 3 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 5 号 平成 2 3 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 6 号 平成 2 3 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 請願第 2 号 南海地震による西予市野村町愛宕山公園の岩石、崩落落下による災害防止の為の調査実施、岩石撤去

に関する請願書

- 陳情第 2 号 市道愛宕～岩村線に於ける車の離合場所の設置を求める陳情書
- 2 発議第 1 号 伊方原子力発電所の安全確保等に関する意見書（案）の提出について
- 3 各委員会における閉会中の継続審査について
- 4 議員派遣の件について

開議 午後 2 時 0 0 分

○議長 ただいまの出席議員は 2 3 名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（日程 1）

○議長 日程第 1、議案第 6 3 号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」から議案第 7 1 号「平成 2 3 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」までの 9 件と請願 1 件、陳情 1 件の 1 1 件を一括議題といたします。

委員会における審査の過程と結果について各常任委員長の報告を求めます。

まず、松山総務常任委員会委員長の報告を求めます。

○松山清総務常任委員長 総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る 6 月 1 0 日本会議において、当常任委員会に付託されました議案 2 件に対し、6 月 1 3 日に委員会審査を行いました。

審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、議案 2 件は原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

なお、議案審査の過程において、委員より特に質疑がありました事項の概要をご報告申し上げます。

議案第 6 3 号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」は、西予市遊子谷、川津南、嘉喜尾、西の 4 地区の総合整備計画を見直すもので、公共的施設の整備計画事業の追加及び事業費の変更にかかわるものでした。その中で、特に事業費が大きく増減するものに対して、変更に至る経緯についての説明を求めました。その内容

は、これまで補助事業の申請をしてきた事業に国の補助が確定したことなどにより総合整備計画を変更するという答弁でした。

議案第64号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第2号）」についてでは、総務費の一般管理費で東日本大震災の職員派遣旅費が計上されているが、それ以外の人件費なども合わせて西予市からどれくらいの規模の支援をしているのか伺いました。現在のところは、7泊8日で12名の派遣分の旅費が補正されていますが、今後はさらなる増加となる可能性が高いということでした。

また、地域振興費の中でコミュニティー助成事業補助金450万円について、開明太鼓グループや皆江の自主防災会への補助対象は何かという質疑に対し、開明太鼓グループには練習用の太鼓10台程度、皆江の自主防災会にはトランシーバーや発電機等の防災用品を予定しているとの答弁でした。なお、そのような場合には、明細などさらに具体的な説明や資料などを提出するように求めたところであります。

生活交通バス対策事業について、事業費が減額となっているが、地域公共交通活性化再生総合事業は3年計画で進められているのではないのかと、その実態について伺いました。それに対して、当初予定していた国の制度は廃止となり、新たに5年計画で生活路線バス確保やディマンドタクシー運行に取り組み、今年度中には実施計画を策定するとのことでした。この計画を進めるに当たって、バス停留所の位置などについて一部の利用者から不満の声が上がっており、アンケート結果の反映や地域の集会等で住民の生の声を聞いて進めてもらいたいと要望しました。

宇和体育館の夜間勤務がなくなったことに関連して、市内全域での状況や市民の苦情がないかとの懸念に対する質疑については、特に問題はなく管理運営ができていたとの答弁でした。

最後に、消防費の八幡浜地区施設事務組合負担金事業について、消防救急デジタル無線の設計についてだけなのに、西予市の負担が320万円も必要なのかとの質疑がありました。それに対し、西予市は実施設計費の14.9%を負担することになっており、実施設計だけで約2,152万円が必要との説明でした。なお、八幡浜地区施設事務組合の消防救急デジタル無線の総事業費が約12億円ということで、来年度から当初予算でその

負担金も計上する予定であるとの答弁でした。

また、機能別消防団の現状について質疑がありましたが、実際にはまだ入団者はいなくて、過去の団員経験者などにより入団に向けた動きがある状況との説明でした。

審査終了後、三瓶小学校、三瓶支所、狩江小学校、宇和給食センター、西予CATVの所管事務調査を行いました。三瓶小学校は、東日本大震災の影響で新校舎の建設計画が延期されているところですが、今後のスケジュールなどを考慮すると、春休み等を利用して仮設校舎の早急な建設に取り組むことが必要だと感じました。また、宇和給食センターは、鉄骨の老朽化や衛生面においても設備の改善が求められるなど、今の施設を継続して使用するのは限界のようであり、一日でも早い改築計画が必要であると認識した次第です。

以上、総務常任委員会の審査報告とさせていただきます。

平成23年6月24日、総務常任委員会委員長 松山清。

○議長 次に、酒井厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

○酒井宇之吉厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告書。

厚生常任委員会の審査結果の報告を申し上げます。

去る6月10日の本会議において、当委員会に付託されました議案第64号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第2号）」のほか、3特別会計補正予算及び2事業会計補正予算の計6議案について、6月13日に委員会を開催し審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全議案を原案のとおり全会一致で可決いたしました。

今回の補正の主な要因は、当初予算作成後の人事異動及び支所の機構改革に伴う人件費の組み替えによるものでした。

以下、議案審査の過程において、特に質疑のありました事項について報告を申し上げます。

初めに、議案第64号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について、蔵貫保育所の休園にかかわる経緯及び予算に対する質疑が

あり、当初は通常業務を予定していたが、入所希望者が6名といった状況を踏まえ、3月11日に保護者が市へ要望書を提出。後日、保護者と懇談を行った結果、送迎があれば三瓶保育園に行っても構わない旨の申し合わせが行われ、その後住民への説明会において承認を得たことにより、4月1日から休園となったとの経緯説明がありました。なお、今回の補正は当該園児送迎事業に係る406万9,000円の増額であるとの答弁でございました。

また、東日本大震災にかかわるボランティア派遣事業費105万7,000円の詳細についての質疑があり、ボランティア10名分の費用弁償及び食料費のほか、同行職員の旅費とバスの借り上げ料が主なものであるとの答弁がありました。

その他、野村クリーンセンター管理運営事業にかかわるトラックスケール修繕費273万円について、本来は当初予算対応ではないかとの質疑に対して、どうしても必要に迫られた修繕となったための補正であるとの答弁でございました。

次に、議案第65号「平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、俵津診療所の医師及び職員の現在の状況についての質疑では、本年度も従来どおりの運営を予定していたところ、4月1日に那須医師より6月末をもって退職したい旨の届けが提出され、急遽市内医療機関からの出張診療を検討したが調整がつかないため、24年度から当該施設の貸与を計画している松山市の医療法人（民間）を訪問の折、今年度の医師派遣についても打診したところ、週3回の派遣について了解を得たので、今後この方針での計画を推進するとのことでした。なお、医師不在日における看護師の処遇については現在検討中であり、宇和病院へ研修を兼ねての派遣も考えているとの説明でした。

なお、その他財政調整基金残高が乏しい中、本特別会計の今後の見通しについての質疑に対しては、23年度については何とか乗り切れる見込みであるが、24年度以降については十分な見通しが立っておらず、今年度決算の状況によっては国税の値上げも視野に入れて検討する必要があるとの答弁がありました。

次に、議案第67号「平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、介護認定調査に関する詳細な説明を求めたところ、

初めて認定を受けられる方へは申請受け付け後調査に伺い、主治医の意見書と合わせて審査会に提出し、介護度と有効期間を決定している。有効期限が近くなった方へは更新勧奨を行い、更新申請受け付け後調査に伺っており、また途中で状態が変わった方については区分変更の申請により改めて調査に伺っている。なお、認定の有効期間は審査会の決定により一人一人が異なっているとの説明がありました。

また、本業務にかかわる嘱託職員については、本庁及び明浜、野村、三瓶の各支所に1名ずつ配置しているほか、在宅の調査員による調査も行っているとのことでした。

その他関連として、福祉バスの停留所については、時代の変遷（利用者のニーズ）に対応してほしいとの質疑に対して、地域公共交通総合連携計画でも検討されているところであり、できる限りの見直しを行うとの答弁でありました。

次に、議案第70号「平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）」審査に引き続き、城川を除く4上水道事業の水道料金検討委員会の経過及び現状説明を求めたところ、昨年からの検討委員会を重ねており、今回料金体系、基本水量及び基本料金については統一することを、超過料金については現状を基本にそれぞれ旧体系を引き継ぐ方針で協議しており、答申を受けて早ければ9月、遅くとも12月の定例会には条例改正の議案を上程したいとの答弁でした。

次に、議案第71号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」では、災害地への職員派遣の期間についての質疑があり、派遣期間は5月14日から5月20日までの1週間で、宮城県石巻市北上地区への野村病院副委員長ほか、看護師2名及び一般行政職員1名の計4名を派遣し、地区診療所及び避難所での診療のほか、一部在宅訪問診療による支援を行ったとの説明がありました。

その他、研究研修費の使途目的とその内容についての質疑に対しては、従来から看護師を含む病院関係職員の待遇向上のために接遇委員会を設けているほか、意見箱の設置により患者さん等々からの意見の吸い上げも行っている。今回は、職員全体での接遇研修を実施するための講師謝金であるとの答弁がありました。

以上、厚生常任委員会の報告とさせていただきます

ます。

平成23年6月24日、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉。

以上であります。

○議長 次に、小野産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

○小野正昭産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

産業建設常任委員会の審査結果報告を申し上げます。

去る6月10日の平成23年度第2回定例会本会議において、当常任委員会に付託されました議案3件、請願1件、陳情1件、計5件について、6月13日に委員会審査を行いました。

審査経過及び結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、付託されました議案3件については、報告書のとおり原案全会一致のもと可決決定をいたしました。

審査の経過について、主に質疑のあった事項につき、その要点をご報告いたします。今回の3議案は、本庁支所方式による人事異動が当予算の主なものでしたが、特記すべき点につきご報告いたします。

初めに、議案第64号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第2号）」建設課所管分の審査の経過につき、主な内容をご報告いたします。

土木総務費の中の白水観音水トウファ保全管理事業で、高速道路歯長山トンネルの工事で水漏れが生じた補償の件で質疑があり、その答弁は、15年間分の維持管理費を国土交通省が全額負担をするという契約となっており、その契約は市が国と契約をし、市は地元と契約するとの答弁でありました。

農業水産課所管の農村環境保全向上活動支援事業での負担率及び説明を求めたところ、負担率は国が2分の1、県及び市が4分の1の負担で5年間実施し、また事業内容は向こう5年間を集計した1年目の事業であり、農業用水路、ため池施設等の補修、更新及び農道舗装をする事業であるとの答弁でございました。

林業課所管では、林業振興費の中の森林蘇生緊急対策事業に対する質疑がありました。野村町2路線、宇和町1路線、城川町4路線の計7路線

8,325万円の計上との説明がありましたが、この事業は特に地域振興が目的であります。しかし、地域の要望が十分反映できていない地域があり、きめ細やかな配慮が必要と痛感をいたし、委員長所感としてつけ加えておきます。

なお、委員からは、林道の地元負担金について、他の市町に比べて割高な現状である。当市の総面積の約75%を占めるのが森林であり、約65%が人工森林であります。当市基幹産業の一翼である林業の振興を図るには、現状の負担率15%では大変厳しいものがあり、林業課が新設されたのを契機に地元負担率の軽減を図り、林業振興に努めるよう強い要請がありました。

商工観光課所管では、商工観光諸施設維持管理事業292万円について質疑がありました。重要伝統的建造物群保存地区の案内看板を西予宇和インターチェンジ付近と愛媛新聞社前の国道56号線上にある看板を一部変更して設置するとの答弁でした。

議案第68号「平成23年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、人件費の減額補正が主であり、さきにご報告のとおりであります。

次に、議案第69号「平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」においては2億1,420万9,000円について、人件費の補正と公共下水道事業に係る宇和处理区の内示額3割減が主なものと説明がありました。

次に、請願第2号「南海地震による西予市野村町愛宕山公園の岩石、崩落落下による災害防止の為の調査実施、岩石撤去に関する請願書」については、現地調査をした結果、歴史的な経緯があり、また公園法などの自然環境保全の立場からも慎重に検討すべきことから継続審査といたしました。

また、陳情第2号「市道愛宕～岩村線に於ける車の離合場所の設置を求める陳情書」についても、現地調査をした結果、狭隘であることは理解できるが、地主の了承が得られるよう地元で配慮をしていただき、これについても継続審査といたしました。

なお、事業関連予算全般については、公共工事の目的、またこのような厳しい現状からも早期の発注を図られたい。

以上、委員長の所感並びに付託されました案件

の審査報告といたします。

平成23年6月24日、産業建設常任委員会委員長小野正昭。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。
これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。
元親君。

○10番元親孝志君 ただいまの報告書の中の総務委員長報告の中で1点お伺いしたいんですが、機能別消防団員については現況入団がないというふうな報告ではありますが、私の記憶では予子林分団、ことしの4月2日をもって、たしか六、七名入団されておると思うんですが、勘違いかどうか確認をお願いしたいんですが。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午後2時26分）

○議長 再開いたします。（再開 午後2時28分）
7番松山君。

○松山清総務常任委員長 ただいまの質問でございますけれども、西予市消防団のほうへの届けがまだできていないということで、総務常任委員会の中におきまして質疑があった際には、今私が報告をいたしましたように、途中の段階であるということでございます。

○議長 10番元親君。

○10番元親孝志君 今、委員長報告で届け出がないということなんですけれども、これは準団員扱いになりますので当然手当等もついてくると思うんですが、そういったものがそういう関係で処理されてるとは思えないんですが、正確な確認をお願いしたいと思います。もしあれでしたら、公民館に主事おりますので、そうなってるのかどうか、確認をいただきたいと思うんですが。

○議長 7番松山君。

○松山清総務常任委員長 ただいまの件につきま

しては、まだちょっと詳細なところについて報告を受けておりませんので、後日西予市消防本部のほうから確認しまして、お答えさせていただきます。

○議長 ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。
討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。
まず、議案第63号を採決いたします。
お諮りいたします。

議案第63号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第64号を採決いたします。
お諮りいたします。

議案第64号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第2号）」は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 着席ください。

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第65号から議案第71号までの7件を一括採決といたします。
お諮りいたします。

議案第65号「平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」から議案第71号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」までの7件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第65号から議案第71号までの7件は原案のとおり決定いたしました。

次に、請願第2号を採決いたします。
お諮りいたします。

請願第2号「南海地震による西予市野村町愛宕山公園の岩石、崩落落下による災害防止の為の調査実施、岩石撤去に関する請願書」については委

員長報告のとおり継続審査とし、期間は調査終了までとすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、請願第2号は委員長報告のとおり継続審査とし、期間は調査終了までとすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第2号「市道愛宕～岩村線に於ける車の離合場所の設置を求める陳情書」については委員長報告のとおり継続審査とし、期間は調査終了までとすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり継続審査とし、期間は調査終了までとすることに決定いたしました。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、発議第1号「伊方原子力発電所の安全確保等に関する意見書(案)の提出について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

局長。

○上田事務局長 それでは、発議第1号意見書(案)を朗読させていただきます。

伊方原子力発電所の安全確保等に関する意見書(案)。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う大津波により、東京電力福島第一原子力発電所では、大量の放射性物質を放出する重大事故が発生し、原発から半径20キロ範囲で避難指示が出され、多数の住民が避難生活を余儀なくされている。

大震災から3カ月を経過した今も、事態は収束に向かうどころか拡大、深刻化しており、国民に大きな衝撃と不安を与え、原子力発電に対する不信感が広がっている。

四国唯一の原子力発電所の近くに立地する本市においては、近い将来、高い確率で発生するとされる東南海・南海地震による深刻な被害が懸念されていることから、伊方原子力発電所の安全性に対する住民の不安や疑念は深刻である。

よって、国におかれては、住民の不安や疑念を

払拭させるため、迅速かつ万全の措置を講ずるよう強く求める。

記。

1、平素の伊方原子力発電所の安全確保はもとより、東南海・南海地震等の大規模災害に備え、関係機関との緊密な連携を図りながら、住民の安全確保と防災対策に万全の安全対策等を講じること。

2、監視体制を一層強化し、常に正確な情報提供を積極的に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月24日、愛媛県西予市議会。

提出先は、衆議院議長横路孝弘殿、参議院議長西岡武夫殿、内閣総理大臣菅直人殿、経済産業大臣海江田万里殿、国土交通大臣大畠章宏殿、内閣府特命担当大臣(防災担当)松本龍殿。

以上でございます。

○議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第1号「伊方原子力発電所の安全確保等に関する意見書(案)の提出について」は原案のと

おり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの発議第1号は原案のとおり決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、各委員会における閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、会議規則第103条の規定により、所管する事務を閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定をいたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会のあいさつがあります。

三好市長。

○三好市長 平成23年第2回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月9日に開会しました本定例会でございますが、議員各位には会期中に本議会及び各常任委員会におきまして上程いたしました案件について慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございます。

おかげをもちまして、補正予算をはじめ財産の取得など重要な案件につきましてはいずれも原案どおり可決またはご承認をいただきました。ここに衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、一般質問におきましては、さまざまなご意見やご提言をいただきました。中でも東日本大震災に関して5名の方々から市民の安全・安心を主点としたご質問やご提言をいただきました。

ご承知のとおり、国は防災基本計画に基づき東南海・南海地震や首都直下型地震など、発生時に甚大な被害が予想される5つの地震の対策要綱を2003年から2009年にかけて策定していますが、今回の超強大地震は現行の大綱の想定を上回る大きな地震が発生する可能性を示唆しており、抜本的な見直しが必要な状況となっております。

また、福島原子力発電所の事故は、目に見えない放射能対策の長期化や、産業経済や生活に対する保障、町や村役場などの行政機能自体の避難など、かつて経験したことがない非常に困難な問題を抱えることになりました。災害時において、危機管理はすべての自治体の課題でございますが、本市におきましても今世紀前半の発生が確実視されている東南海・南海地震における人的被害を最小限度にとどめるため、地域の防災力の強化を図ることが何よりも重要でございます。

そのために、本議会の答弁でも申し上げましたとおり、国や県との歩調を合わせて地域防災計画の抜本的な見直しとともに、自主防災組織の活性化、自治体の震災業務システムの調査研究などに取り組み、安全・安心なまちづくりの基本対策とする所存でありますので、議員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

ところで、本定例会は本日閉会となりますが、国会は会期が大幅に延長されることとなりました。国民が政府に求めていることは、日本がこの震災被害からどう立ち直るか、道筋や工程を一刻も早く示していただき、与・野党の真剣な政策協議を期待するものでございます。

さて、ことしの夏は電力の需要見通しが不透明であるとの報道がなされていることから、議員各位におかれましても率先して節電に取り組まれる方もいらっしゃると思いますが、昨年ほどの暑さではないにしても熱中症が心配でございます。いろいろな情報を参考にされて、暑い夏を健康にお過ごしになられるよう、ご自愛いただくことをお願い申し上げまして、簡単でございますが閉会のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長 これをもって平成23年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後2時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成２３年第２回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第６０号	市道石城地区２０９号線用地の取得について	23. 6. 10	原案可決
議案第６１号	西予市公共下水道野村浄化センター第３系の建設工事委託に関する基本協定の締結について	23. 6. 10	原案可決
議案第６２号	西予市公共下水道宇和浄化センター第２系の建設工事委託に関する基本協定の締結について	23. 6. 10	原案可決
議案第６３号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	23. 6. 24	原案可決
議案第６４号	平成２３年度西予市一般会計補正予算（第２号）	23. 6. 24	原案可決
議案第６５号	平成２３年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	23. 6. 24	原案可決
議案第６６号	平成２３年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	23. 6. 24	原案可決
議案第６７号	平成２３年度西予市介護保険特別会計補正予算（第１号）	23. 6. 24	原案可決
議案第６８号	平成２３年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）	23. 6. 24	原案可決
議案第６９号	平成２３年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	23. 6. 24	原案可決
議案第７０号	平成２３年度西予市上水道事業会計補正予算（第１号）	23. 6. 24	原案可決
議案第７１号	平成２３年度西予市病院事業会計補正予算（第１号）	23. 6. 24	原案可決
報告第 １号	平成２２年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	23. 6. 9	承認
報告第 ２号	平成２２年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	23. 6. 9	承認
報告第 ３号	平成２２年度西予市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	23. 6. 9	承認
報告第 ４号	平成２２年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について	23. 6. 9	承認
報告第 ５号	平成２２年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	23. 6. 9	承認
請願第 ２号	南海地震による西予市野村町愛宕山公園の岩石、崩落落下による災害防止の為に調査実施、岩石撤去に関する請願書	23. 6. 24	継続審査
陳情第 ２号	市道愛宕～岩村線に於ける車の離合場所の設置を求める陳情書	23. 6. 24	継続審査
発議第 １号	伊方原子力発電所の安全確保等に関する意見書（案）の提出について	23. 6. 24	原案可決
	各委員会における閉会中の継続審査について	23. 6. 24	承認
	議員派遣の件について	23. 6. 24	承認